平成24年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年12月4日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤	信	親	君		2番	益	子	輝	夫	君
3番	塚 田	秀	知	君		4番	鈴	木	雅	仁	君
5番	益子	明	美	君		6番	大	金	市	美	君
7番	岩村	文	郎	君		8番	小	林		盛	君
9番	福島	泰	夫	君	1	0番	Ш	上	要	_	君
11番	阿久津	武	之	君	1	2番	橋	本		操	君
13番	石 田	彬	良	君	1	4番	小	Ш	洋	-	君
15番	鈴 木	和	江	君							

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

囲丁		長	大	金	伊	_	君	副 町 長 佐 藤 良 美 君
教	育	長	小	Ш	成	_	君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 鈴 木 吉 美 君
総	務課	長	益	子		宔	君	企画財政課長 藤田悦男君

税務課長 小 室 金代志 君 住民生活課長 手 塚 孝 則 君 健康福祉課長 司 正 幸 君 建設課長 郡 山本 勇 君 農林振興課長 商工観光課長 星 康 美 君 塚原富太君 総合窓口課長 上下水道課長 秋 元 誠 一 君 秋 元 彦 丈 君 環境総合推進 学校教育課長 佐藤美彦君 川 和 なみ子 君 農業委員会事務局長 生涯学習課長 小 川 一 好 君 小 祝 邦 之 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

 事 務 局 長
 益 子 定 徳
 書
 記 板 橋 了 寿

 書
 記 岩 村 照 恵
 書 記 藤 田 善 久

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長(鈴木和江君) ただいまの出席議員は13名であります。

遅刻届が10番、川上要一君、13番、石田彬良君から提出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第6回那珂川町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長(鈴木和江君) 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長(鈴木和江君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります ので、ごらんいただきたいと思います。

会議録署名議員の指名

議長(鈴木和江君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、福島泰夫君及び11番、阿久津 武之君を指名いたします。

会期の決定

議長(鈴木和江君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

議長(鈴木和江君) 異議なしと認めます。

よって、定例会の会期は、本日から6日までの3日間とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長(鈴木和江君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

私のほうから諸般の報告をしたいと思います。

最初に、請願、陳情等の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会の所定の日までに議長あてに提出があり受理したものは、請願が1件、陳情が 1件で、お手元に配付した請願文書表及び陳情等文書表のとおりであります。これらについ ては、過日開催いたしました議会運営委員会でその取り扱いを審議し、関係常任委員会に審 査を付託することといたしました。

請願文書表、受理番号1の「町道87号線並びに谷田並木白久新田線の一部道路拡張に関する請願書」は、産業建設常任委員会に審査を付託することといたしました。

陳情等文書表、受理番号1の「南小学校通学路町道補修に関する陳情書」は、請願と同様に扱うこととなり、本件につきましても産業建設常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

次に、前期定例会から今期定例会までの報告をいたします。

詳細はお手元に配付してある報告のとおりでありますが、主なものを申し上げたいと思います。

最初に、南那須地区広域行政事務組合関係ですが、9月28日に、第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会が開催され、条例の一部改正議案、那須烏山消防署造成工事費の減額、ヘリポート及び周辺整備工事費の増額などで、総額750万円を増額する平成24年度一般会計補正予算、那須烏山市の負担金を8,934万円減額する平成24年度負担金の額及び負担の方法

の変更並びに平成23年度一般会計及び病院事業会計の決算の認定などが審議され、原案のと おり可決・認定されました。

なお、23年度の決算額は、一般会計が30億501万円、病院事業費が26億8,223万円となっておりますが、病院事業決算における純損失額、赤字額は8,230万2,000円で、その要因は、看護師不足により、平成23年1月から療養病棟を休止したため、入院収益などが減少したことによるものであります。

また、未処理欠損額、いわゆる累積赤字は6億8,654万円に上り、さらなる経営改善が必要であります。

10月29日には第4回臨時会が開催され、3議案が審議されましたが、いずれも那須烏山消防署庁舎建設に関する工事請負契約の締結についてであります。

議案第1号が、那須烏山消防署庁舎建設工事の請負契約で契約金額4億1,685万円、議案第2号は、同機械設備工事の請負契約で契約金額5,768万1,750円、第3号議案は、同電気設備工事の請負契約で契約金額9,338万7,000円とするもので、3議案とも原案のとおり可決されました。

また、11月29日には第5回臨時会が開催され、ごみ処理施設の耐力診断費や消防職員人件費を増額する一般会計補正予算、看護師就学資金を増額する病院事業会計補正予算のほか、減債基金を廃止する条例、財政調整基金を設置する条例が審議され、原案のとおり可決されました。

次に、栃木県町村議会議長会関係ですが、10月9日、議員全員を対象とした研修会が宇都宮市で開催され、「これからの議員及び地方議会のあり方について」、「今後の政治情勢について」の講話を受講してまいりました。

11月1日に、議長会議及び研修会が宇都宮市の自治会館で開催され、私が出席いたしました。平成23年度決算の認定、25年度の負担金などを協議し、また、地方自治法改正に関する講義を受けてまいりました。

次に、議員行政調査でありますが、10月22日から23日にかけて実施いたしました。

22日には神奈川県葉山町において、葉山町議会の議会改革、主に議会基本条例の制定プロセスなどを調査いたしました。

葉山町議会は、10年ほど前から議会改革に取り組み、議員定数の削減などの協議を行っており、また、議員による議会基本条例説明会を開催しながら、平成21年6月に同条例を制定しています。さらには、町民との意見交換会や議会報告会を議員みずからの手で積極的に開

催しております。

当町議会におきましても、現在、議会改革特別委員会を設置して協議を進めておりますが、 特に議会基本条例の制定に向けては、葉山町の実践事例をその反省点なども含め参考にし、 基本的な考え方を確立していきたいと考えております。

23日には栃木県東京事務所を訪問し、観光と県産品販売拡大についての勉強会と意見交換会を行い、また、東京ソラマチ内の「とちまるショップ」では、那珂川町特産品の販売状況調査と販売拡大及び広重美術館ポスターの掲示依頼などを行ってまいりました。

次に、他県からの議会関係の調査でありますが、10月12日に、福島県三春町議会総務常任委員会が来町し、役場庁舎建設に関して意見交換をいたしました。

10月18日には島根県大田市議会産業建設常任委員会が来町し、産業振興の観点からの空き校舎活用に関して意見交換し、旧武茂小の温泉トラフグ養殖施設、旧谷川小のえにし苑、旧馬頭東中の製材・加工工場を視察いたしました。

10月24日から25日にかけては、姉妹都市である滋賀県愛荘町議会が来町し、議会運営に関する意見交換のほか、町内の施設等を案内し、交流を深めたところであります。その際には、議員各位並びに執行部の皆様には大変お世話になりました。この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

11月5日には、佐賀県多久市議会産業厚生常任委員会が来町し、学校跡地施設の利用に関して意見交換し、旧武茂小の温泉トラフグ養殖施設を視察いたしました。

11月26日には、山形県川西町議会行財政に関する調査特別委員会が来町し、小・中学校の統合関係を含めた行財政改革全般について意見交換を行いました。

次に、各常任委員会の所管事務調査が終了し、調査結果の報告がありましたので、その概要を報告いたします。

11月8日から9日にかけて、教育民生常任委員会の所管事務調査として、群馬県太田市、新潟県阿賀野市及び福島県柳津町を調査いたしました。

太田市においては、青色 L E D防犯灯エスコ事業と、おおたメガソーラー事業を調査しましたが、市有の防犯灯18,000基すべてをエスコ事業者が L E D化してこれを市にリースすることで、市が負担していた電気料や維持管理費が大幅に削減され、この削減分をリース料に充てるという形で、経費的に見ても大変効果的な事業でありました。

また、おおたメガソーラー事業は、県が開発した工業団地の区画を市が買い取り、プロポーザルにより選定した業者がメガソーラー施設を設置して、これを15年間のリース契約で市

が借り受け、売電した収入をリース料の原資にしているというもので、売電収入により、10年で約2億2,000万円の黒字が見込めるとのことでございます。さらに、市役所など19の公共施設に太陽光発電施設が設置されており、経費の削減とともに、CO₂の排出削減など、環境対策にもつながっているもので、環境のまちづくりを進める当町にとりましても、大いに参考になるものでありました。

阿賀野市では、新潟県企業局が産業団地内に設置した大規模太陽光発電を、柳津町では、 やないづ町立斎藤清美術館を視察しております。

11月15日から16日にかけて、総務企画常任委員会と産業建設常任委員会の合同所管事務調査として、那須塩原市で那須野ケ原土地改良区連合が行っている小規模水力発電及び栃木県畜産酪農研究センターが行っているメタンガスを燃料とした発電、また、福島県磐梯町では、小規模な下水道事業、コミュニティプラントの取り組みを調査し、私も委員の1人として参加をいたしました。

まず、小規模水力発電では、ひき沼第1発電所と百村発電所を視察いたしましたが、ひき 沼発電所では、農業用水を利用した小規模な水力発電で、最大出力が360キロワット、家庭 で利用する電力の30軒分を賄える発電量があります。施設建設の総事業費は約4億4,000万円、経済産業省から2分の1の補助を受けていますが、売電収入が年間4,000万円に達する ということで、将来的には採算もとれると思われます。

栃木県畜産酪農研究センターのバイオガスプラントは、牛のふんやし尿、食品廃棄物から メタンガスを発生させ、それを燃料にして発電するものであります。現在は実験段階という ことでしたが、施設建設費に約1億8,000万円を要しており、この事業を採算ベースに乗せ ることはかなり困難であるように感じました。なお、この発電により、同センターの使用電 力の約20%を賄っているということでありました。

磐梯町七つ森地区の小規模下水道事業コミュニティプラントですが、七つ森地区は、民間企業がリゾート開発を行い、別荘やペンションの分譲地でしたが、平成15年、町への寄附申し出があり、町では寄附を受ける条件として、町が道路や上下水道を整備し、その経費を分担金として企業が町に支払うこととし、平成19年、整備完了により寄附を受納したものであります。このため、下水道施設の建設費や維持管理費と町の持ち出しは少ない状況です。しかし、計画人口が2,000人のところ、下水道接続世帯数が62世帯、接続済み人口が109人と少ないのが現状でした。磐梯町の場合、コミュニティプラントの設置経過が特別でありますが、小規模ではあっても下水道施設を設置するよりも、合併処理浄化槽事業によって各家庭

への普及を図るほうが、コスト的にはよいのではないかと感じたところでございます。

各常任委員会とも、実りある所管事務調査となったようでありますので、今回の調査で得られた結果を、今後まちづくりに生かしてもらいたいと思っております。

以上、主なものを申し上げまして、諸般の報告といたします。

行政報告

議長(鈴木和江君) 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長(大金伊一君) 皆さん、おはようございます。

平成24年第6回定例会にご出席をいただき、大変ありがとうございます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

まず、旧馬頭町出身で元米国カンザス州立大学教授の故大野貢氏が制作したガラス工芸品「日光東照宮」を、県立博物館から馬頭郷土資料館へ譲り受けました。今回譲り受けた「日 光東照宮」は、陽明門や五重塔などがガラスで精巧に制作され、美術品としての価値が高い と言われており、資料館には、「たけのこ祭り屋台」と「クラインボトル」を合わせて3点 が集約し、常設展示されています。

また、元馬頭町長、故金子正一郎氏が川合玉堂並びに堅山南風と交わした手紙28通が遺族から寄贈されました。郷土資料館と古文書研究会のメンバーによって内容を読み解く作業を行っておりましたが、これが終了し、まとまりましたので、来春から資料館で公開する予定であります。

11月1日から7日にかけて小砂焼、水戸市の七面焼、常陸太田市の町田焼の三窯の合同展、「水戸藩セラミックロード展」が馬頭広重美術館で開催されました。三窯とも、水戸藩主、徳川斉昭の殖産興業として開設しましたが、七面焼、町田焼ともに、現在は存在していない幻の窯であり、唯一那珂川町の小砂焼が現存している窯であります。今回の三窯合同展は初めての試みであり、今後、当時の歴史や文化、再現活動を知っていただくとともに、三つの地を結ぶ広域の観光ルート化に発展することに期待を寄せております。

11月5日には、秋の叙勲で、元小川町議会議員、加藤松平氏が、県公館で旭日双光章を受

章されました。加藤氏は26年余の長きにわたり、旧小川町議会議員として、また副議長として、地方自治の発展に貢献されました。その功績が認められ、今回受章となったものであります。

10月17日から11月29日にかけて16日間、各地域で町政懇談会を開催しました。懇談会では、「庁舎建設基本構想の概要」や、「地域振興とバイオマス計画」をテーマに、町民の皆さんにご意見等をいただきました。その結果、たくさんの貴重なご意見をいただきましたので、今後の庁舎建設基本計画策定や地域振興事業に反映させてまいりたいと思っております。スポーツ・文化の分野では、マーチングバンド、駅伝の部で、那珂川町出身の高校生が関東大会出場を決めたことは、大変すばらしいことでありました。また、中学生においても、県の英語スピーチコンテストで最優秀賞を、また、作曲コンクールでは知事賞を受賞し、さらにポスターコンクールで最優秀賞を受賞するなど、中高校生の活躍が際立っていました。那珂川町の生徒の皆さんには、身近な方たちの活躍に大変励みになるものと思います。

10月29日、県町村会は、県知事に平成25年度県予算編成並びに施策に関する要望を行いました。那珂川町からは、一つ、国道294号小川南バイパスの早期完成、二つ、農業体質基盤整備促進事業に係る財政支援の2点を要望いたしました。

また、11月6日には、国道293号整備促進期成同盟会として、民主党と常陸工事事務所へ 道路整備の要望に行ってまいりました。国道293号は、茨城県日立市を起点とし、栃木県足 利市に至る重要な幹線道路であり、その沿線市町は10市1町に及び、各地域の生活、文化、 経済の発展を推進する上で不可欠な基幹道路であります。このことを踏まえ、事業実施区間 の早期完成を図るとともに、未整備区間の早期の整備促進、また、安定的な予算の確保等を 要望しました。

さらに、11月20日にも、県町村会として、国土交通省と林野庁へ要望活動に行ってまいりました。那珂川町としましては、国土交通省へは、一つ、国道293号の整備について、また林野庁へは、森林整備地域活動支援交付金事業の充実・強化、二つ、ふるさと林道緊急整備事業の継続、三つ、地域材を使った住宅の建築や木製品の購入など、地域材の需要拡大のための支援策を講じることの3点を要望してまいりました。

終わりに、本定例会には、条例の制定や改正のほか、平成24年度補正予算など19議案を 提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

本年もはや12月となり、朝夕の寒さも日に日に厳しくなってきております。町民の皆さんには、インフルエンザ予防など健康に留意され、体調を崩すことなく1年の締めくくりをお

迎えくださりますようお祈り申し上げまして、行政報告といたします。

一般質問

議長(鈴木和江君) 日程第5、一般質問を行います。

益子明美君

議長(鈴木和江君) 5番、益子明美さんの質問を許可いたします。

5番、益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) おはようございます。5番、益子明美です。

通告書に基づき、3項目について質問いたします。町長初め町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず、那珂川町の新規就農政策について伺います。

農村の担い手不足がさらに深刻化し、農業も集落も維持ができない状況が危惧されています。栃木県南那須農業振興事務所が出している統計によると、那珂川町の基幹的農業従事者、販売農家は、昭和60年には2,776人いましたが、平成17年には約1,000人減って1,780人になっており、年齢別では、70歳以上が48.3%を占めています。現在ではさらに高齢化が進んでいることも考えられ、一刻も早い対策が必要であると感じています。

一方で、近年、エコブームや食の安全・安心への意識の高まりを背景に、若年層からシニア層まで農業に関心を寄せていることもあり、地域によっては、農業による雇用創出を目指し、脱サラ等によるUターンやIターン就農者を受け入れるなど、積極的な取り組みを行っている自治体もあります。新たに農業に従事する新規就農者の確保は、那珂川町の第1の課題と言っても過言ではないと考え、質問しますので、お答えいただきたいと思います。

那珂川町の近年の新規就農者はどれくらいいて、町としてはどのような支援を行ってきたのか。また、今後さらに新規就農者をふやしていくために、どのような政策を考えているのか、お伺いいたします。

2番目に、農林水産省の発表によると、平成20年の新規就農者は、前年比1万3,460人減の6万人でありますが、その新規就農者を形態別に見ると、自営農業就農者、農家の跡取りは減っていますが、農業法人等に雇用されるなどの雇用就農者は15.2%増の8,400人、新たに農業を経営した新規参入者は12%増の1,960人となっています。このようにデータで示されているように、最近では都市のサラリーマンなどが農業を目指す例も少なくありません。町ではこのような方たちに就農の機会が与えられるようになっているのか、お伺いいたします。

栃木県の農業大学校の学生も、近年では非農家の学生がふえ、現在の大学校の1年生の約 半数は非農家出身です。しかし、そういった学生が、卒業後すぐに新規参入者として就農で きるはずもなく、その多くが県外の農業法人に雇用先を求めています。意欲ある学生が卒業 後、県外に行ってしまうのではなく、那珂川町で雇用就農者として働きながら研修ができ、 さらに新規参入者として那珂川町に残れるよう、受け皿をつくるべきではないかと考えます が、いかがお考えになるか、伺います。

土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始しようとする新規就農者にとって一番の問題が、住む家の確保であるということも聞いています。町の空き家を一定期間借り入れられるようにするなど、町は積極的に新規就農を目指す人の受け入れのために取り組むべきではないでしょうか。町の考え方をお伺いいたします。

2番目に、食品放射能測定器の利用経過について伺います。

食品放射能測定器での検査が開始され、住民の皆さんに利用されてきたことと思いますが、 最近利用者が減少傾向にあり、検査日時が毎日から月、木の週2日に減らされることになっ たと、先日の議会全員協議会で報告されました。

そこで伺います。現在までどのくらいの件数の測定が行われ、その結果はどのようなものであったのか、お伺いいたします。

町として、全体の数値の公表を行っているのか、お伺いいたします。

町の測定器は、対象物として、食物、植物、溶液、水、牛乳、土等が測定できるものでありますが、現在、土は測定できないこととしています。住民の方から、自家用の畑の土を測定したいという要望を聞いています。土も測定されるべきと考えますが、町はどう考えるか、お伺いいたします。

3番目に、放射性廃棄物の処理についてお伺いいたします。

放射能を含んだ自家用暖炉の灰が一般廃棄物として出せずに、家庭で保管しておくように

言われていると聞いています。自宅に保管しておくには限度があります。行政として対応を 考えるべきであると考えますが、町の対応をどうするのか、お伺いいたします。

現在、広域処理をしている一般廃棄物の放射能の値はどれくらいになっていて、どのような処理のされ方をしているのか。また、最終処分できずに保管されているものがあるのかどうか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長(鈴木和江君) 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長(大金伊一君) 私から、1項目めの那珂川町の新規就農政策についてお答えをいたします。

担い手の問題の現状は、地域によってかなり違いがあり、専業農家については、後継者の 親元就農などにより担い手確保が比較的進んでいる面がある一方、それ以外の地域、狭隘農 地が点在する、いわゆる耕作条件不利農地を所有する農家においては、農業後継者が離農し、 担い手不足が深刻となっております。

このような状況の中で、1点目の新規就農者の数と支援策についての質問でありますが、 那珂川町における最近の新規就農者数は、平成21年度が4名、22年度が3名、23年度が6 名となっております。その多くは、親元での就農や、会社等を退職し就農する、いわゆるU ターン就農となっております。

次に、新規就農者に対する支援策としましては、直近の実績では、農業機械導入時における補助金の交付や、農業経営の講習会の実施など、国や県の制度を活用した支援を行ってまいりました。今後とも引き続きさまざまな支援制度を有効活用し、支援するとともに、町としても、新規就農者が安心して従事できるよう、情報を提供し、営農相談にも積極的に対応してまいりたいと思います。

2点目の就農の機会の質問ですが、サラリーマンを退職し、農業を目指すなどの対応につきましては、栃木県が主催し、町や市、農協などの関係機関が一体に取り組む就農支援ネットワーク会議を通じ、就農前から定着までの支援を行っております。町はこのネットワーク会議を利用し、新規就農の希望者と相談を密にしまして、本人の希望に沿える形で就農できるよう対応をしております。

3点目の県農業大学生の卒業後の受け皿づくりの質問でありますが、就農を希望する学生からの相談についても、就農支援ネットワーク会議を通じて、就農できるよう、町としても

意欲的に対応してまいりましたが、農業を職業として志す場合、生計をも立てられることが 最大の目標となることから、農業者の現状などについてもお伝えし、営農指導を図っている ところであります。

就農に結びつく研修に関しましては、農業の専門的な内容は既に大学校で学んできていますので、農業を実践できる農家での研修と理解していますが、そういった機会を希望する学生に対しましては、受け入れ農家と連絡調整をするなど、受け皿となる体制を積極的に講じてきたところであります。

4点目の新規就農向けの空き家あっせんについての質問ですが、町といたしましても、空き家の情報をいかに収集するか。また、家主の意向も踏まえ、新規就農者へ貸し付けできるかを検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、那珂川町においても、農業人口の減少、そして高齢化が進み、農業 後継者も不足しておりますが、町として農業の安定経営ができる担い手を確保するとともに、 新規就農者が意欲的に農業ができるよう努力してまいりたいと思います。その他の質問につ きましては、担当課長から答弁をさせます。

議長(鈴木和江君) 住民生活課長。

住民生活課長(手塚孝則君) それでは、2項目めの食品放射能測定器の利用経過について の質問にお答えいたします。

まず1点目、検査の件数及び結果でありますが、7月から11月14日までの集計で申し上げます。

総数で220件、野菜、果実類、山草、キノコなどでございまして、最も多かったのがキノコの92件であります。この中で基準値100ベクレルを超えたものにつきましては、36件ございました。このうちキノコが32件、残り4件が茶葉であります。

2点目の数値公表につきましては、個人のプライバシーにかかわるということで、公表しておりません。

3点目の自家用畑の土の測定でありますが、町で行っている放射性物質簡易検査、これはあくまでも町民の方が安心して野菜などが食べられるのかという不安に応えるため実施しているものございます。衛生上の観点からも野菜等に限定しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて、3項目めの放射性廃棄物の処理についての質問にお答えいたします。

1点目の自家用暖炉の灰の処分でありますが、現在行っております南那須広域のごみ収集

では、もともと灰は収集できないことになっております。また、肥料等への使用基準は400ベクレル以下ということでございますので、それ以上の値の灰につきましては、ビニール袋等に入れ、人が近寄らない場所、または土のう等により、放射線の遮蔽ができる場所で保管くださるようお願いをいたします。

町としての対応でありますが、現時点では、保管場所や処分方法がございませんので、灰を収集する考えはございません。

2点目の広域処理をしている一般廃棄物の放射能の値でありますが、10月の測定値を申し上げますと、ばいじんが390ベクレル、不燃物残渣が82ベクレルであります。

続いて、処理方法でありますが、ばいじんは群馬県に、不燃物残渣は山形県の業者に委託 し、埋め立て処分をしております。

次に、処理できずに保管されているものはないかとの質問でございますが、これについては、ございません。

以上です。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 新規就農政策について再質問をさせていただきます。

那珂川町の新規就農者をふやしていくための政策、どんなことをしてきたんですかということをお伺いしました。県が主催している就農支援ネットワーク会議を利用されているということでしたが、このネットワーク会議というのは、具体的にどういった内容が話し合われているのか。まず1点、お伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 農林振興課長。

農林振興課長(星 康美君) ネットワーク会議についてお答えします。

この会議は、意欲ある就農希望者を効率的かつ円滑に就農をさせるため、就農関連情報の 集収、提供、共有化を図り、就農前から定着までの支援について、関係機関、団体、一体に 取り組み、就農を支援することを目的にしています。関係団体といいますと、農業振興公社、 農業会議所、農業振興事務所、農業大学校、県経営技術課、市町村農業委員会、農業協同組 合、市町村農地合理化法人などで構成されております。

以上です。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 具体的に何がどうして、どういうふうに新しい人たちが、ここで就農できるような体制になっているのかというところをお伺いしたかったんですが、このネットワーク会議に、それでは、新しい新規就農をしたいという人がどうやってアクセスできるのか、それはどういうふうな情報をどこでキャッチできるのか、お伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 農林振興課長。

農林振興課長(星 康美君) 直接、その新規就農を希望される方が、何でかんでネットワーク会議にお願いに行くとかというのじゃなくて、先ほど言いました構成団体、どこかにどうでしょうかというようなことで、情報をその構成団体で受けまして、このネットワーク会議で、じゃ、こういう方で、こういう就農をしたいという希望があった場合には、会議でいるいるな情報、じゃ、うちのほうだとか、農協のほうで情報があるとかという、そういう連携した会議の場になっております。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 連携した会議の場ということは理解いたしますが、じゃ、この中に農 業大学校が実際入っているわけですよね。農業大学校の非農家の方たちの就職先というのは、 現在、県内ではなくて県外に農業法人とかに常雇いとして雇用されるようになるケースがふ えているわけですよ。栃木県というのは本当に新規就農者を前向きに雇用する、育てていこ うという気があるのかというふうに思うぐらい、情報量が少ないんですね。例えば新しく新 規就農を考えようという人は、全国都道府県新規就農相談センターのホームページなどを活 用するという例があるらしいということを聞いています。このホームページを開きますと、 各都道府県別にいろいろと情報が出てくるんですね。本当に栃木県、ほかの県と比べると情 報が少ないですし、県全体が新規就農に力を入れていないというのがはっきりわかってしま うぐらいなんですね。ですから、県外の、例えば東京とかの方が新しく農業を始めようと思 ったときに、その相談先のこういったホームページを見ると、まず栃木県にはたどり着かな いというふうなぐらいにはっきりしているぐらい、情報が少ないし、政策も少ないというふ うに思っています。例えば栃木県の市町村別では、宇都宮市と芳賀町と茂木町しか情報が出 ていません。那珂川町は当然出ていないんですね。こういうところに少しでも情報を出して、 このネットワーク会議の情報などを流していれば、新たに新規就農をしようという人が、ネ ットの中から探している人たちをキャッチできるということになると思うんですが、その点、 この都道府県新規就農相談センターのホームページというのはご存じであるかどうか、お伺

いいたします。

議長(鈴木和江君) 農林振興課長。

農林振興課長(星 康美君) お答えします。

そのホームページにつきましては、私も栃木県のホームページの中に、実際、さっき言われた芳賀町、茂木町、宇都宮市という、全国のホームページのネットワークの中から、多分議員、芳賀町、栃木県のということでたどり着いたと思うんですが、確かに栃木県のほうだと、実際、主となってホームページのほうで進めているのが、農業振興公社のほうのホームページからだと、ある程度支援の仕方とか、農業を志す方のいろいろな問題とか課題について、いろいろそこの中には出ていると思います。私もそちらのほうを確認はしております。以上です。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 私は農業振興公社のホームページを見ていないので、何とも言いようがないんですけれども、じゃ、具体的に新規就農する方が研修を受ける先とか方法というのは、そのところに載っているんですか。

議長(鈴木和江君) 農林振興課長。

農林振興課長(星 康美君) その新規就農を希望される方で、研修先がどこどこというのは書いていないと思います。ただ、栃木県内で、例えば那珂川町の場合、このネットワーク会議で、じゃ、認定農業者の方にお願いするとか、そういう手法になると思います。NPO法人のところとかそういうふうな形で、新規就農を希望される方に情報提供するという流れで、各市町対応していると考えております。

以上です。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) そういう形だと、すごく不親切であるように感じるんですよね。具体的に、じゃ、栃木県で農業をしたいと思った人が、どのような形で研修に参加し、就農についての情報を得て、具体的に就農できるのかというプロセスが、なかなか栃木県ではできないんではないかというような感じに受け取られます。

まず、ちょっと戻りますけれども、新規就農者と呼べる形態というのは三つあるというのは、 は、 先ほどの答弁の中からも出てきましたけれども、 一つは自営農業をやっている方の跡取 りですよね。その方が新規に就農した場合。二つ目は、農業法人等に雇用される形で農業に従事した場合。例えば農業大学校から学生がそういった法人に入って就農する場合。そして三つ目は、新たに農業経営開始するという、自分で土地や資金を独自に調達してという、その三つのパターンだと思いますね。先ほど、じゃ、那珂川町は一体どのような新規就農の方がいるのかといったら、エターンという、独自に外から入ってきた方が就農されているのはないというようなお答えだったと思うんですね。 Uターンと親元での就農がほとんどであった。実際これからは、このエターンの就農者をいかにふやしていくかが、これからの那珂川町の農業を担う人、そして集落を存続していく人をふやすかということのキーポイントだというふうに思っています。ですから、その人たちをどのように那珂川町に受け入れて就農させていくのか、その方法は、町として考えているのかということをお伺いしているわけなんですが、その形というのは、すごく求めている人には不親切な形であり、なかなかたどり着きにくいというのが明らかになってきているのかなというふうに思います。

農家の跡を継ぐ方はともかくとして、非農家の方が、まずどこか雇用されなくてはならないということになったときに、農業法人が必要ですよね。ただ、那珂川町には農業法人はない。そういったことから考えますと、県内にも農業法人というのはわずかというふうに聞いています。この南那須地区に例えば農業法人をつくるために、JAとともに協議をして、JAに働きかけて、協力を求めていく、そういうことはお考えにならないのか。まず1点お伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 農林振興課長。

農林振興課長(星 康美君) お答えします。

農業法人といいますと、やはり今、那珂川町においては、先ほど議員言われたように、ほとんどが認定農業者が中心になって、地域の就農を、農業を担って、高齢化になっているところを認定農業者の方が中心になって進めているというのが現状でございます。南那須地区でということなんですが、これは町でつくりますとかというのは、なかなか今ここではお答えが難しい状況でございます。というのは、農協もあるし、その団体の皆様にいろいろとお話をしないと、それができる、できないというのは、結論がなかなか出ないと思っております。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 確かに、その町だけでは決定はもちろんできないということは理解し

ていますが、農業法人という形で雇用の機会をふやしていくという考えが、町としてあるのかどうか。そんな気はないよとなれば、雇用形態として、そこには那珂川町は入ってこれない。那珂川町に就業したい人は、そういう形では入ってこれないということになりますよね。まず、その点1点お伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 農林振興課長。

農林振興課長(星 康美君) その何でかんで農業法人ということではないと私は思います。やはりその地域、那珂川町が農業後継者不足して、人口減少になっているという状況の中で、ご質問、言われているそういうのを何とか I ターン、新規就農者にその後を担ってもらいたい。それで農業法人ということだと思うんですが、ただ、農業を経営するといいますと、やはりいろいろなハードルがございます。その辺のハードルについて、やはり地域で認定農業者の方からいろいろと、その地域の実情を聞きながら研修を受けたほうが現実的かなと思っております。そのハードルといいますと、何せ一番というのは資金面でございます。資金面と、あと先ほど言われている住宅、農地の確保、あと地域での協調性、あと当然農業を志す場合については、機械を入れなくちゃならない、施設をつくらなくちゃならないというと、高額な融資というのは当然必要になります。そういう中で、その辺のハードルがクリアできれば一番那珂川町としても大歓迎するところなんですが、現実的には、そのハードルというのはかなり高いというのを聞いております。

以上です。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) ハードルが高いというのは、農業を志す人が一番最初にぶつかる点ではあると思いますが、例えばその認定農業者の方のところで研修を積むと。そういったときに、そういった農業者の方がその方を研修として受け入れるときに、それでは、正規職員のように給料を払えるかといったら、それはできないですよね。そうしたら、その研修を受けている人は、農家の跡取りだったらばいいですけれども、非農家出身の人の場合は、お金をためられないじゃないですか、安い給料だったら。そこで必要なのが、農業法人のようにきちんとした雇用形態で、お金もためていくことができるほどちゃんとした給料をもらえるような形のところというのが、一つあるかなというふうに思うんですよね。それからすると、そういう形をとっていかないと、認定農業者のところに研修に来る若者を新たに新規就農させるというのは難しいというふうになりますよね。課長の答弁からは、何か難しいんだけれ

ども、新たな政策がないし、どうしたらいいのかわからないというようなことを言っているようにしか聞こえないんですよ。那珂川町は一体、じゃ、そこをどうするのか。新規就農を受け入れるために、どうやって政策をつくっていくのかということを、私はお聞きしたいわけですよ。新規就農、これから要らないんですよというんだったら、それは本当にもう集落の先細りになりますし、人口減少になるし、農地が荒れて、耕作放棄地がふえていくということにつながるわけだから、ここをきちっと考えて、政策として提案していかない限り、本当に那珂川町の農業というのは危機的な状況にいくんじゃないかということを心配しています。その点、町長、いかにお考えになりますか。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 私もそのとおりだと思います。那珂川町は、何回も言っているように、 後継者不足や耕作放棄地の増加で、いわゆる人と農地の問題で、将来展望が開けていません。 そこで、これから先、はっきり言うと、それに対する対策は、町としてもやっているには いますけれども、積極的にやっていないのが現状であります。そういうことから、これから 先どうするかということでありますが、この農林振興課を中心に、もちろん県とか農協とか、 農業委員会の協力を受けまして、就農者の受け入れをどうしたらよいか。農地の集積、ある いは人、農地プラン的なものをつくって受け入れ態勢をしていきたいと思います。

いろいろ国でも、今言った研修については補助事業がありまして、これではちょっと足らないと思いますが、そういうものも利用して、それと同時に、今、集落営農やっていますね。これを、なかなかこれも進まないんですね。那珂川町では幾つぐらい、二つぐらいしかないのかね、今。四つあるの。この集落営農、これをどんどん進めていく。もう集落は集落で、農地を守るといいますかね、農業を守るといいますかね。そういう、今制度でやっておりますけれども、なお一層これを進めていければと、そう思っております。そしてこの那珂川町の農地を守る。あるいはそういう中にあって、新規就農者をどうやって受け入れるかについて、まだこういうプランができていませんので、そういうプランをつくっていきたいと思います。

また、空き家対策についても、これはやはり相当あるというふうに思いますし、新規就農者が住むところがないというんじゃ困りますので、そういう空き家対策に対しての、この空き家マップといいますか、そういう部分もこれから考えていかなければならないのかなと、そう思っております。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 私も先日、人・農地プラン事業の説明会があったときに、参加させていただきました。これは農業をリタイアしたいと考えている人の農地所有者が、地域農業の担い手に安心して農地を任すことができるという、農地利用集積円滑化事業ということであると理解しておりますが、そのまま農地は集積されて、地域の農業の担い手に安心して任すことができるという意味では効果的であるかもしれませんが、ただ集積されるだけでは、農業従事者というのは減っていくことになってしまいますよね。人口も減って、集落を維持していく力が減退することになっています。そのプランと並行して、農地を譲りたい人と新規就農、都会なり地方、ここではない、栃木ではないところから来る人が、マッチングできるようなものにしなくてはいけないというふうに考えていますが、この人・農地プランの事業の中で、そういった新規就農者と土地所有者、農業をリタイアしたいと考えている農地所有者がマッチングできるようなシステムに、これはなっているのでしょうか。1点お伺いします。

議長(鈴木和江君) 農林振興課長。

農林振興課長(星 康美君) この人・農地プランで農地の集積、貸し側と借り手のほうの話し合いで、話し合いというか、何というか、プランにのせまして、それで当然情報を発信しますから、例えば新規就農の方が、もし貸して、リタイアして、農業はもうできないということで、その貸し手の情報もそこで発信します。まるっきりわからない、そういう情報が出ないというものじゃなくて、やはりそのとき、この人・農地プランの新規就農という計画もあります。先ほど言われている研修についても、準備型といいまして、金額でいうと条件が合えば150万円のその研修期間、支援を最長で2年間しますという制度もございます。その後、ある所得で250万円以下。やはり最長で5年間、新規就農者に対して150万円の支援を国のほうでしますという制度も一緒になってプランにのりますので、そちらのほうで、貸し手側の情報というのが確認はできると思います。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) この人・農地プランの中の新規就農者支援というのは、上限が課せられているんですよね。250万円以下でしたっけ。250万の要するに収入で5年間でしたっけ。 それをその就農以下の人には5年間補助しますよというものですよね。大体5年間、250万円しか稼げないというふうになったらば、新規就農したくなくなってしまうような、ちょっ と相反するような、私からいえば補助政策だなというふうに思うんです。そういうことではなくて、本来でしたら、もう少しきちんと稼げるような体制がとれるような新規就農支援になっていかなくてはいけないのではないかなと思いますが、これは町当局に言っても、そういった政府のプランですので仕方がないとは思うんですが、その中でお聞きしたかったのは、農地、手放したい人の農地が集積して、大規模に農業をやる人ではなくて、新規就農をしたいというよそからの希望者とマッチングをすることが、このプランの中でできるのか、できないのかというのをお伺いしたいんですが、その点いかがですか。できるか、できないかでお答えください。

議長(鈴木和江君) 農林振興課長。

農林振興課長(星 康美君) このプランの中では、新規就農者と、これはプランの計画の中には入っておりません。ということは、できないということでございます。先ほどちょっと、多分議員勘違いされていると思うんですが、250万の収入じゃなくて所得でございます。だから、実際収入は400万とか500万になると思います。

以上です。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) それでは、マッチングできないんだったらば、この人・農地プランでは、都会からのIターン就農者というのを受け入れられないということになってしまいますよね。だからその部分は、じゃ、町としてどう考えていくのかということをお聞きしたいということになってきてしまうんですよ。ただ、それは多分、町長、先ほどお答えになった、これから農林振興課を中心として、しっかり考えていきますよということだと思います。それで理解したいと思いますが、例えば近くの茨城県ではどうなっているのかというと、石岡市というところでは、JAが研修手当を月額16万出して、ただし研修終了時には返還しなくてはならないという制度になっていますが、そこはやっぱりきちんと研修期間だけそのお金をもらって、あとは就農しないよということじゃない人を確保するための、きちんとした就農をする人を確保するためのことを、研修を、JAが中心になってやっていますよね。これはJA竜ヶ崎でもそういう研修を行っている。だからそのJAに対しても、JAを含めて、こういう研修先に町が16万も出してそういう研修先を確保するというのはなかなか難しいと思います。町は空き家などのそういった家を確保する事業について手当てはできますよという、そういった研修での手当というのは、ほかのところに積極的にお願いしていくしかない

のかなというふうに思っています。

また、茨城県の農林振興公社では、研修を受け入れる農家に対して、研修に必要な経費の一部として、月額8万円助成しているんですね。例えばこの那珂川町でも、研修者を受け入れている農家の方々がおりますよね。しかし、現実はパート代、アルバイト代として、時給幾ら幾らをお支払いするというのが精いっぱいであると思います。そういった方々に、受け入れる先の農家に対しての負担軽減にもなるし、新規就農の人にとっても、きちんとした収入が得られるというメリットがありますから、そういう部分をきっちりと県や農林振興公社が補てんできるような形を、町として提案していけばいいんではないかというふうに思いますけれども、この辺はいかがお考えになるか、町長、お伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 非常に農業というのは、本当に大変なんですね。今ご承知のように、 やめていくというのは、なかなか農業経営していくというのが困難であるということで、どんどんやめていくということにもなります。そういう中にあって、当町は、ご承知のように中山間地域であって、本当に零細な農地といいますか、なかなか経営が難しいような、そういう小さい農地が散在しております。そういうことで、新しく新規就農してこられる方に対する対策というのは、なかなか難しい面もあるんですが、やはり那珂川町の農業を考えた場合、そういう来ていただくという方に対して、最大のやはり支援をしていかなければならないと思います。

それで、研修されている担い手農家というのは、実際受け入れているのは二、三件あるんですね。そういうことで、そういう方たちがちゃんとした研修ができるよう、また受け入れる側についても負担かからないようにすることについては、いろんな、もちろんご承知のように、人・農地プランという国の助成がありますので、そういうものを取り入れ、また町でもやはり考えていかなければならないのかなと、そう思います。

いずれにしても、そういうプランが町ではできていませんので、今後そういう受け入れ態勢については、それから研修どうしていくか。やはり研修をしないと、農業、なかなか直接はできませんので、そういう点で、これからでございます。本当におくれていると言われても申しわけありませんが、プランをつくっていきたいと、そう思います。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 栃木県の農業大学校の学生が卒業して、せっかく2年間も一生懸命農

業について勉強しながら、就農できるようなことになっていないという、すごい本当に残念な状況があります。そういった意欲ある学生をぜひ那珂川町の営農者の方に研修先として受け入れていただいて、しっかり研修が終わった後には那珂川町で就農できるような、そういった体制をぜひつくっていただけるように、取り組んでいただけるように、真剣に考えていただきたいと思います。非農家の学生が就農できるように、または都会からのエターンの方々が新規就農できて、那珂川町でぜひ農業をやっていきたいというような体制づくりを、農林振興課初め、町長みずからリーダーとして力を発揮していただいて、政策を立ち上げていただければというふうに思っています。この人・農地プランによって、農業を続けることができない方々というのが、大体わかってきますよね。そういった方たちの、集積してできるタイプと、集積できない農地のタイプがあると思うんですよね。ですが、そこでやっぱり新規就農としては活用できる田畑があるということになれば、そういう人たちに提供することができるわけですから、その辺をよく振り分けて考えていただければと思います。その点について、最後1点だけ、町長の考えをお伺いしておきます。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 人・農地プラン、これをしっかりと作成をして、このプランを作成していきたいと、そう思っております。

農業問題、これは基幹産業でもあり、今一番大きな問題になっている点でありますので、 しっかりやっていきたいと思います。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 次の質問に移ります。

食品放射能測定器の利用経過についてお伺いいたしました。11月14日までに220件の測定がされているということですね。一番多いのがキノコということでありますが、その測定結果というのは、本人にはきっちりお知らせしているけれども、全体としての公表は行っていないのは、プライバシー保護のためということであるとは思いますが、例えば公表はしないまでも、町として、地域的にこの辺が例えばキノコなりそういったものに対してセシウムの数値が高いのであるとか、そういった町として公表しないまでも、分布の結果というんですか、そういうのをきちんと把握してとってあるのか。そのせっかく測定された数値でありますので、その辺まとめられているのか。1点お伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 住民生活課長。

住民生活課長(手塚孝則君) その結果の分析でありますけれども、それについては、細かな分析はしておりませんが、キノコにしても、キノコの種類によっても違いますし、同じ集落であっても、とる場所によっても高かったり低かったりしますということで、その場所、場所によっても相当違いがありますので、それによって、この地域は高いとか低いとかというのはちょっと難しいような気がいたします。それについては、何回かはかっているところで、何件か参考に見たりしているんですけれども、やはり先ほど申しましたように、場所によって本当に違う。地域というよりも、山の上だとか下だとか、それにもよりますけれども、本当に山によっても違いますから、ちょっとその分析は難しいかなと思います。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) その数値を見て、場所よりも、物によったり、置いてある場所だったりとか、そういうことで数値が変わってきているんではないかというような考え方は、町として持っているということで理解してよろしいんですよね。

その数値と、公表しないまでも、せっかく数値をとっているんですから、それをデータとして集積、きちんとなくさないように集積されて、何かのときには役立てるような形にとっておかれるのがよいかと思いますが、そういった、今後もはかっていく上で、そういったおつもりがあるのかどうかを、1点お伺いします。

議長(鈴木和江君) 住民生活課長。

住民生活課長(手塚孝則君) データにつきましては全部保管してありますので、分析するときにそれを利用できますので、これが何年ぐらいまで皆さん方から要望があるかわかりませんけれども、ずっとデータを積み上げていけば、ある一定の結果というんですか、そういうものは出るんではないかというふうに思います。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) それと、町の測定物の対象物として、今は野菜に限定されているということなんですが、その理由が、衛生上の観点からということだと思うんですが、土でも、実際、この機械は土がはかれるという機械ですよね。自分のうちの野菜をつくっている土地がどのくらい汚染されているのかというのを、実際土をはかろうと思ってどこかに持っていくと、すごい料金がかかりますよね。せっかく町に測定器があるのですから、これきちんと衛生を確保できるような形で、ビニール袋に入れて実際はかっているわけですよね。ですか

ら、衛生上の観点からというよりも、きちんとそれを確保するような形で調べるということ は可能ではないかというふうに思いますが、どうしてもこれは衛生上ということでだめなん でしょうか。もう1回お伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 住民生活課長。

住民生活課長(手塚孝則君) 最初に皆様方にお知らせした中に、水とか土、落ち葉、そういうものは対象外だということで、あくまでも食品類、口に入れる食べるもの、これに限定をしますということでお願いをしたところであります。今、議員さんおっしゃいますように、この測定器は土も、大体のものがはかれるものでございますけれども、先ほど言いましたように、衛生の問題もありますし、土といいましても、あらゆるところがありますよね。畑もありますし、宅地でもありますし。先ほどキノコの話が出ましたけれども、キノコの、あるところでとったキノコが相当高くなったと。そこの土もはかってみたいと、さまざまな要望も出てきます。ですから、あくまでも食べるものを優先してはかるということで、食品に限定をしてきたというところでございます。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 実際はかっても、その後それを細かく砕いてしまうわけですから、それは食べないですよね、皆さん持ち帰って。なので、そこではかって、例えば土をはかっても、衛生上の観点でさして問題はないのか、畑の土とか土を限定すれば、正常ということからは問題ないのかなというふうに思いますので、ぜひこれはもう少し庁内で検討していただきたいと思います。すぐにできますということは言えないのかと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいということの要望にして、この質問は終わりたいと思います。

それから、放射性廃棄物の処理についてお伺いいたしました。もともと一般廃棄物として 灰は収集していないというのは知っていますが、こういった状況のもとに、町民の安全を確 保するということから考えますと、放射能を含んだ灰が自宅の中とか自宅の周りにあるとい うこと自体が、安全上好ましくないふうに思います。町としてその保管をどこか限定して、 きちんと保管に対応するということをやっていかなくてはいけないのかなと。町民任せに、 安全性を町民のほうに返すのではなく、行政としてその安全性を確保するために対応をしな くてはいけないというふうに思います。そういったことを相談してきた方に、安全対策とし てどのような形で保管をしてくださいよということを、具体的にどういうふうにご説明して いるんでしょうか。お伺いいたします。 議長(鈴木和江君) 住民生活課長。

住民生活課長(手塚孝則君) 説明といいますと、最初にも申し上げましたように、あくまでも個人で保管をしてくださいということでお願いをしているところでございます。町で集めてという話も確かにございますけれども、国のほうから出ている文書によりますと、重点汚染地区ですか、そちらについての取り扱いの文書は出ているんですけれども、それ以外のところについては、現段階では出ておりません。

那珂川町ではどうなのかという話でございますけれども、例えば集めたにしても、置く場所、どこに置くか。それが非常に問題になると思います。例えばどこかの町の町有地の1カ所に置くということになりましても、その地域の周りの人は当然反対するでしょうし、非常に難しい問題を含んでおりますので、現段階では、あくまでもまきストーブなりを使って出た灰、これについては個人で保管をしてもらう。また、放射能を含んだような心配のあるまきは使わないようにしていただいて、まきストーブを使うのであれば、心配のないまきを手に入れてもらって使ってもらう、そのようなことでお願いをしたいなと思います。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 時間がないので、最後の質問になってしまうかもしれませんが、市販されているまきを使って暖炉にくべたところ、要するに市販されている、まきとしては安全とされている数値のものでも、暖炉にくべて灰となると、集積して数値が上がってしまうという、そういったものをどうして保管したらいいのかということで、困っている住民の方がいるという現実があるんですね。ですから、町として、やっぱりきちんとした安全基準を決めて、住民の方に保管をお願いするにしても、最低限こういった形で安全対策をとるようにお願いしますという、その安全基準。町としての安全マニュアルというんですか、そういうのは国の基準に照らし合わせてつくって、お知らせしていくべきではないかと思いますので、最後にその1点だけお伺いします。

議長(鈴木和江君) 住民生活課長。

住民生活課長(手塚孝則君) ちょっとこれも難しい質問だというふうに思いますけれども、確かに、まきだと約200分の 1 ぐらいに集積されるということですね。ですから、まきに10 ベクレル含んであれば200倍になりますから、2,000ベクレルになるということですね。ですから、市販のものを買っても、放射能を含んでしまっている場合があるということでございますので、そうなると、もうまきストーブは使えないのかなという感じもいたしますけれ

ども、いずれにしましても、処分方法につきましては、これから国や県の動向を見ながら対処してまいりたいというふうに思います。

議長(鈴木和江君) 5番、益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

議長(鈴木和江君) 再開します。

橋 本 操 君

議長(鈴木和江君) 12番、橋本操君の質問を許可いたします。

12番、橋本 操君。

〔12番 橋本 操君登壇〕

- 12番(橋本 操君) 橋本操です。
 - 一般質問を行います。

住宅火災警報器について質問します。

平成16年6月に消防法が改正されましたことにより、南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の改正に伴い、住宅、一般的には一般住宅、共同住宅、併用住宅など三つに分かれているとは思うんですが、住宅用火災警報器等の設置が義務づけられ、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成21年6月1日から義務づけられたわけですが、住宅火災により多くのとうとい人命を失っており、その主な原因は、火災に気づくのがおくれての逃げおくれによるものが大半であると思います。その中でも半数以上がお年寄りであります。このようなことにより、住宅用火災警報器の設置の必要性が高まったようであります。そこでお伺いをいたします。

1、町営住宅等、町有施設は町が設置したと思いますが、全体で何世帯、総数で何基設置

をしたのか、お伺いをいたします。

2番目に入ります。

那珂川町の一般住宅には、何世帯設置され、全体で何%が設置済みか、その設置状況は把握をしているのか、伺います。

3番に入ります。

義務化によって、すべての住宅に設置されるものでありますが、まだまだ未設置の住宅があると思われます。安全・安心確保のため、町としても改めて周知を徹底するなど、設置を促進するべきと考えられますが、取り組む考えはあるか、お伺いをいたします。

以上です。

議長(鈴木和江君) 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長(大金伊一君) 住宅用火災警報器についての質問にお答えをいたします。

1点目の町営住宅等の設置状況についての質問につきましては、町有住宅305世帯、総数で901基設置しており、100%の設置率であります。

2点目の町全体の設置状況についての質問につきましては、総務省消防庁の住宅用火災警報器の設置状況の推計結果により、南那須地区広域行政事務組合、消防本部管内の推計設置率は64.2%でありますので、那珂川町の設置戸数は3.900戸程度と推定しております。

3点目の設置促進の取り組みについての質問につきましては、消防法施行令の改正により、 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例が施行され、新築住宅は平成18年6月1日から、 既存住宅は平成21年6月1日から、住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。町で は、平成20年に女性防火クラブと消防団の協力を得て、住宅用火災報知器の購入希望者を取 りまとめ、共同購入を実施しております。

また、毎年実施している消防の査察や防火座談会において、住宅用火災警報器の設置の必要性など普及促進を行い、火災予防運動に合わせて町広報紙に掲載し、設置の普及啓蒙を図っております。

以上です。

議長(鈴木和江君) 橋本 操君。

[12番 橋本 操君登壇]

12番(橋本 操君) 警報器には電気直結式と電池式があると思うんですが、町営住宅等に設置した機種はどちらなのか。また、その中にも、煙感知器と熱感知器があると思うんで

すね。これもあわせてお伺いします。

また、広域行政のほうでこれ出したやつだと思うんですね、このやつ。町民の皆さん、多分全戸に配ったのかなと思うんですが、これも見ましても、1カ月に1回は点検をすべきだということが載っているんですが、町営住宅の場合は、町がつけたのだから、町が点検してくれるのかなというふうな考え方を持っている方もおるのかなと思うんですが、ここはやっぱり設置するときに、どのような説明をして取りつけたのか。そういうこともお伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 建設課長。

建設課長(山本 勇君) 警報器の種類なんですけれども、平成24年度に建設課のほうでは 町営住宅に設置をしております。ゆりがねハイツ等については作動式の感知器、これが40基、 それとあと定温式スポット感知器が12基、あと煙を感知する探知器が6基の、計58基設置 をしております。それ以外のものにつきましては煙の探知器になっております。

以上です。

議長(鈴木和江君) 橋本 操君。

〔12番 橋本 操君登壇〕

12番(橋本 操君) 警報器の場合は、直結式なら、停電でもない限りは稼働していると思うんですが、電池式の場合は、電池は永久にもつわけでもないですし、この警報器自体が寿命は約10年ということだと思うんですね。大体電池は約5年だというようなことなんですが、それこそやっぱり、先ほどいろいろ町長の答弁では、いろいろ広報等を利用して町民たちに周知するようにしているということはお伺いしたわけですが、せんだっての「広報なかがわ」にもちょっと載っていたのは私も見たんですが、今回11年の3月11日の震災のために、そっちが、何ですか、緊急事態発生ということだったものですから、余り警報器のことを忘れちゃったというわけじゃないですけれども、皆さんそっちの関心が薄れたのかなと思ったわけなんですが、そういうことで、私も今回、町民の皆さんにも再確認という意味で質問したわけなんですが、2番目に入らせてもらいます。

一般住宅などは、何というんですか。玄関口に、例えば広域消防の発行でも町が発行でも構わないですが、例えば設置済み証を玄関口に張りつけるようにすれば、さらに町全体の設置数が100%把握できるんじゃないかと思うんですね。そうすれば、町としても、町民の皆さんに早く、もし万が一火災が発生しても、早期発見できるんだということで促せるのではないかと思いますので、設置済み証を発行するような考えはこれからどうか、お伺いします。

議長(鈴木和江君) 総務課長。

総務課長(益子 実君) 先ほど町長が答弁したように、防火クラブや消防団のご協力によりまして、那珂川町におきましては普及が進んでおります。ただ、まだまだ全戸普及というわけにはまいりませんので、約6割程度の普及率ではないかと推計されております。

ただ、これはせんだっての防災計画でも申し上げましたように、まず、自分で守ると。自分は一番最初に守るという趣旨からすれば、全戸に普及をさせなければならないと思っております。ただいまのご意見も、消防団や防火クラブ、あるいは広域消防のほうとも協議をしていきたいと思っております。

議長(鈴木和江君) 橋本 操君。

〔12番 橋本 操君登壇〕

12番(橋本 操君) 先ほども64.2%の設置済み。64.2%と言ったんですね。これも私、疑問に思うんですが、1軒1軒調査したわけじゃないと思うんですよね。ですから、正確ではないのかなと思うんですが、約60%というふうに解釈したいと思うんですが、これはこういう条例を制定したわけですから、隅々まで100%設置していただくのが、これ原則だと思いますから、さらにいろいろな機会を設けたりして、町民の皆さんに認知していただければいいなと思っております。

あと、広報なかがわ、先ほども言いましたように、11月号には多分載っていたような気がするんですが、またケーブルテレビですか、せっかく多額の費用をかけてケーブルテレビをあれしたんですから、ケーブルテレビをどんどん活用しまして、やっぱり町民の皆さんに設置を促すべきだと思うんですが、今後そのような考えも持ってやっていただけるのかと。あとはまだ、火災警報器は、ただ単につければいいというものでもないと思うんですね。例えば天井式の場合は、壁から60センチ以上離れた位置に取りつけるように、また、エアコンなどには吹き出し口から1メーター50センチ離せ。また、壁に設置する場合は、天井より15センチ以上、50センチ以内に取りつけるなど、位置の問題もあるわけです。

また、町として町営住宅に取りつけた場合は、専門家が取りつけたから、きちんと正確に取りつけてあるとは思うんですが、一般住宅になりますと、自分で購入して取りつけるのがほとんどだと思いますから、また高いところへ取りつけますから、こんなことを言ってはあれなんですが、正確に基準を満たした設置の方法をしてあるのか、これもちょっと心配なんですが、このようなことも、町としては取りつけの位置などに対して指導をしていくのか。またこれからどのような考え方を持っているか、お伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 総務課長。

総務課長(益子 実君) まず、啓発につきましては、先ほどもご質問にありましたように、 広報、それからケーブルテレビでも文字放送でお知らせをしております。ただ、これからも、 普及啓発につきましては、引き続き啓発をしていきたいと思っております。

それから、つける場所のお話もありました。当初つける段階で、共同購入をした段階で、 消防団とか婦人防火クラブの方のご協力によりまして、物によってはつけてあげたというよ うなこともありますし、使用方法、あるいは取りつけ場所、そういった説明書も書いてある うかと思います。改めてそういったことも広報等でお知らせするようなことを考えていきた いと思っております。

議長(鈴木和江君) 橋本 操君。

〔12番 橋本 操君登壇〕

12番(橋本 操君) 先ほど64.2%という取りつけ率、パーセントが出たわけなんですが、せっかく取りつけても稼働しない、また、取りつける位置が基準に満たしていないために作動しなかったという問題がないように、町としても、総務課長が言っておりますが、きちんとした基準を満たした取りつけ方などをよく指導をしていただきまして、今回の私の質問で、町民の皆さんが1基でも2基でも多くつけていただけば、100%になるように希望して、私の質問を終わります。

議長(鈴木和江君) 12番、橋本操君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

議長(鈴木和江君) 再開します。

塚田秀知君

議長(鈴木和江君) 3番、塚田秀知君の質問を許可します。

塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 3番、塚田秀知です。

質問に先立ち、約1カ月半に及ぶ地域懇談会に対し、まずもって町長を初め、町執行部、また関係者に対し、大変ご苦労さまでしたと声をかけたいと思います。どうぞ関係者の方々、体に十二分に注意され、なお一層、町のため、住民のため頑張ってくださることを期待しております。

それでは、質問に入ります。

質問は1点のみです。簡単明瞭な回答を期待します。

1として、管理職に昇任する人材の昇任試験を導入する考えはないかを伺います。

その前に(1)として、第二次那珂川町行財政改革推進計画の中に、職員に対する人事評価システム導入が事細かく記載されており、その中で、特に地方分権を支える職員の意識改革と人材育成が必要と記されております。現在、管理職の昇任、昇格はどのような基準に基づき実施されているのかを伺います。

- (2)として、那珂川町人事評価システム導入の基本方針が平成18年構築され、第1段階が終わり、第2段階も間もなく終わると考えるが、進捗状況とその成果はどのような状況かを伺う。
- (3)として、既に県内6市町では、管理職や一定の上級職者に対し試験等が導入されているが、当町では試験等の導入は考えているか。1回目の質問といたします。

なお、誤解のないよう申し添えますが、現在の管理職の人たちが能力が低いからということで言っているわけではなく、皆さんもご承知のとおり、世の中、不景気風が吹き乱れ、若い有能な人でもなかなか職につけない状況にあり、どこの企業でも、どこの職場でも、昇給や昇格は何十年も前から実施されているということを申し添えておきたいと思います。

議長(鈴木和江君) 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長(大金伊一君) 管理職への昇給試験についてお答えをいたします。

第1点目の昇任、昇格の基準でありますが、人事評価システムの目標の一つには、組織の成果、業績の向上を図ることにあることから、能力評価と業績評価の二本立てで評価し、意 欲や成果等をさまざまな要点を勘案し、勤務年数や経験年数を踏まえて昇格をさせておりま す。

第2点目の人事評価システムの進捗状況でありますが、当初、その有効性と必要性にかんがみ、職員の活性化、資質の向上、自己管理能力の啓蒙と実践を図るため、人事評価制度の導入を検討いたしました。本来、人事評価制度は、みずから計画性を持って達成度合いを顧みるという趣旨がありますが、人員削減と同時に、人が人を評価するという、人間としていいか悪いか、仕事ができるか、できないかという差別化にとられてしまう傾向と危惧が懸念され、施行に至っておりません。なお、職員には毎年、勤務成績報告書及び職員身上報告書の提出を義務づけております。その内容は、本人の現在の業務に対し、目標値が達成できたかどうかの評価や、現在の業務が適しているかどうかなどの自己分析をした上で、担当課長が面接し、能力評価における行動観察等を踏まえて、昇任、昇格に反映させております。人事評価システム導入については、行財政改革推進計画にもあるとおりであり、この制度導入の必要性は認識しておりますので、今後、導入に向けて検討していきたいと考えております。第3点目の管理職への試験等の導入についてのご質問ですが、先ほども申し上げましたが、管理職は組織のリーダーとしての判断力や統率力、調整力等、さまざまな能力が必要となり

管理職は組織のリーダーとしての判断力や統率力、調整力等、さまざまな能力が必要となります。単に試験のみで判断すると試験の成績にとらわれることになり、管理職としての資質を見落としてしまうという結果になるとも考えますので、慎重に検討したいと思っています。 議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 1の問題なんですけれども、各課長が勤務評価とか、職務の遂行能力、 自己申告に基づき能力評価をして、現在はしているというふうなことでございますが、人事 評価システムに基づき実施しているわけではないということでよろしいでしょうか。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 人事評価システムに基づいてではございません。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 結果的には年功序列のような気がしますが、そういうわけではないということでしょうか。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 塚田議員におかれましては、企業に勤めておりましたから、よくご承知のとおりだというふうに思うんですね。企業は人なりとよく言われますね。行政でも、私

は全く同じだろうというふうに思います。ですから、人事はこれは重要であることは言うまでもございません。行政においても、よき人材を登用し、よき人材を育てることが責務であります。そして町政発展に生かしていくというのが、私の責任であるというふうに思っております。

そこで、管理職の昇格、昇任については、そういう能力とか業績とか評価、もちろん経験、 年齢も考慮して、私が決めております。年齢にはある程度評価関係しますが、優秀な方であ れば、管理職に登用するということで、今までやってきたつもりであります。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 先ほども言ったように、人事評価システム、平成18年に構築するというふうなことで言ってきて、その土台というふうなものはできているんじゃないかというふうに私は判断したんですけれども、したがって、そういったシステムに基づいた上での評価をするのが妥当ではないかというふうに思うんですが、今聞いたところ、そういうことではなくて、経験あるいは勤務態度、あるいは能力等を重視してやっているということだというふうなことでよろしいんでしょうか。

町長(大金伊一君) はい。

3番(塚田秀知君) はい、わかりました。

続けてよろしいですか。

議長(鈴木和江君) できれば一問一答方式をとっていただきたいと思うんですけれども。

3番(塚田秀知君) 内容はわかりましたんで、現在のところはそういうことだというふうなことで認識をしました。

過去に昇任人事で不適とされ、昇任できなかった方はいるかどうかについてを伺いたいと 思いますが。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 私がなってからは、多分いないと思うんです。いないよね。ですから、 そのあれでしょう、すべてがなるわけでありませんから、その中から適当な、今言ったよう な観点から昇格をさせてきているわけですね。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 過去にそういったことは、大金町長が町長になってからは、そういう

人はいないというふうなことでよろしいんでしょうか。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) ですから、先ほども言いましたように、能力とか業績とかを評価して、 それから、もちろんその人の、不幸にして病気したとか、あるいは何かあったとかいう場合 については、あるいは管理職への昇格は、何といいますか、適当でないということで、管理 職にしなかったこともあるかもしれません。あると思います。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) それは、そうすると、体力的な問題でそういったものに対応できない だろうということで、不適としたというふうなことなんでしょうか。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) それは、さっき言っているように、いろいろ業績とか能力とか、そういうのを総合的に判断して決めているんですから、そういうもろもろのものも当然含まれて くると思います。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) そういう人は今までにいないということでよろしいんですか。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) いなかったと思います。

3番(塚田秀知君) 今の答弁ですと、非常に優秀な方ばかりが昇任の対象だったと、こう いうことでよろしいでしょうか。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 私はそう思っております。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) よくわかりました。

では、質問を変えます。

職員の意識改革と人材育成とはどのようなことを指しているのかをお伺いしたいと思います。

議長(鈴木和江君) 総務課長。

総務課長(益子 実君) ここ数年、地方分権が叫ばれまして、さまざまな権限移譲、それから合併も経験をしてまいりました。そういう中で、事務量が増大する中で行革を進めてまいりました。かといって、住民サービスの低下をさせてはならないということで、町の職員の人材育成を図らなければならないということで、そういったことに基づいて、意識改革、あるいは人材の育成、こういったものを図るものだと思っています。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) もう少しわかりやすく回答してもらいたいと思うんですけれども、私 は簡単に言うと、例えば出勤時間を今までよりも5分早くするとか、あるいは10分早くして、 その仕事の始まる前に掃除をするとか、あるいはすぐに仕事にかかれるように段取りをする とか、簡単に言うと、そういったものが意識の改革ではないかというふうに思うんですけれ ども、いかがなものですか。

議長(鈴木和江君) 総務課長。

総務課長(益子 実君) 議員おっしゃるとおりでありまして、もう8時半には仕事につける態勢をとるのが義務だと思っております。また、職員は、今みずから毎週月曜日、役場周辺、あるいは小川庁舎にしましても開発センターにしましても、掃除を行っております。

以上です。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 今聞いたところ、一部は取り入れていると、こういうふうなことでよるしいわけですか。

議長(鈴木和江君) 総務課長。

総務課長(益子 実君) そのとおりと思っております。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) (2)の行革の件で、人事評価システムの導入というふうなことで、システムのあれはできてはいるわけですけれども、人が人を評価するということで大変難しいというふうなことで、現在のところはなされていないということでございますが、それでは、これは2年前につくられているわけですよね。町長は執行者として、1年も2年も計画が前にできたのに執行されていないというのはいかがなものかなと思うんですね。

その辺のところで、町長として、今後どのようなチェックシステムをつくり、推進するか を伺いたいと思います。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 非常に人が人を評価するというのは難しい問題ですが、しかしながら、やはりこれからは、もちろん企業では優秀な方はどんどん引き上げていくと。それが企業が育つことだということで、どんどんとそういうことにシステムがなっていますね。そういうことで、やはり行政も一緒だと思います。それで、この行政改革についてそういう制度ができておりますので、やはりこれに基づいて、この能力、それから業績重視、それから人事管理を確立するとともに、職員の能力や、それから業績を公正、公平に評価できるシステムだと、これは思うんですね。そういう手段としての人事評価システムができているんですから、これを私も評価するので、ちょっとそういうことでおくれている嫌いはありますけれども、これは取り入れてまいりたいと、そう思っております。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 行財政計画の中には、これ23年度から基本評価要素の検討とかいろいる書かれており、今年でいくと、もう制度の施行というふうなことまで、これできているんですよね。これが推進されていないことは、私はいかがなものかなというふうなことで尋ねたわけなんですけれども、前回の改善という制度のときにも指摘したと思うんですが、どんな立派な計画でも、活用しなければ絵に描いたもちと同じで、計画をつくる時間の無駄と考えるが、町長はどのように考えているかを伺いたいと思います。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) この行革推進計画ですね、これはご承知の、今質問されたように、計画をしております。それには、制度の運用については26年度から運用すると、こういうふうになっております。そういうことで準備をしているところでありまして、この計画に沿った人事評価システムというんですか、これを確立していきたいと、そう思っております。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 制度の施行ということでそういうふうに書いてあるんですけれども、 まだそこまではいっていないというふうなことなんですけれども、今も話したように、ぜひ 無駄のないような指導をしていただきたいというふうに思います。ぜひしっかりとしたチェ ック機能を確立していただきたいと思いますが。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) この制度施行ですか、これも確かにおくれています。その点については、早急にこれが施行、運用できるように、こういう制度ができていますから、これをいかにして運用するか。前に言ったように、いろいろ、人間が人間を評価するということもありますので、そういう点も考えたり何かして、若干おくれているという面もありますけれども、ぜひこの制度は、やはりこれからは取り入れていかなければならない制度だなと思っております。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 重複しますけれども、これをつくるのには、やはり相当な時間と労力は使っていると思うんですよね。要は、これを推進するのはだれがチェックしているのかということになるんですね。そして今、おくれている。町長、これが今おくれているから、ぜひだれか投入するとか、そういうことをしていかないと、なかなか立派な制度、これに限ったことじゃないですよ。いろんな計画書が提出されておりますが、本来とは変わると思いますが、それをだれがチェックしているのかということなんですよね。そのおくれとか何か、だれが指摘しているのか。一般質問で指摘される前に、これはやっぱり総務課だと思うんですけれども、総務課長、どんなふうな方法をとっていくか、お伺いしたいと思います。

議長(鈴木和江君) 総務課長。

総務課長(益子 実君) 行革全体の管理は企画財政課で行っておりますが、この人事評価システムにつきましては人事管理ということで、総務課で行っております。この施行、あるいは制度運用につきましては、現在行っております勤務成績報告書や身上報告書、この辺の手直しをしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

[3番 塚田秀知君登壇]

3番(塚田秀知君) 私は、総務課全体でやるというふうなことなのか、それとも担当者を ぴちっと決めて、そのチェック機能をするのか、その辺のところを伺いたかったんですけれ ども。

議長(鈴木和江君) 総務課長。

総務課長(益子 実君) 人事評価システムは、その運用につきましては総務課の行政担当 ということになります。最後の判断につきましては町長、あるいは副町長、教育長になろう かと思います。

以上です。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 要は、その制度自体がおくれている、そういうふうなものの進捗状況 だね、要は。それのチェックはだれがするんですか。

議長(鈴木和江君) 企画財政課長。

企画財政課長(藤田悦男君) 総合振興計画というのはご存じだと思いますが、総合振興計画の実施計画というのを毎年ローリングをしております。2年ずつローリングしています。2年間のものを、ことしでいうと、来年と再来年のもののローリングをやっております。10月に各課のヒアリングを実施しております。その中で、おくれているものはおくれていますよということで指摘をしております。

以上です。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) しっかりその辺のところ、チェック機能を活用して、そしてやはり、せっかくこういうふうな立派なシステムができているんですから、無駄のないように活用してもらいたいなというふうに思うんですよ。これは何でもそうですけれども、だれかがチェックをしなくてはやっぱり絵に描いたもちになってしまうんで、ひとつその辺のところをぜひ改善していただきたいと要望したいと思います。

次に、今のところ昇任試験等は考えていない。(3)の件なんですけれども、せっかく立派な人事評価システムがつくられているんですから、係長がよいか、課長がよいかは別として、上級職者に昇任試験を私は取り入れるべきと考えるが、再度、町長の考えを伺いたいと思います。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 管理職のみならず試験でやれと、導入についてでありますが、成績、 学科試験にとらわれて、管理職としてのとか、職員、いろんな人の資質とかは見落とすこと になりますので、管理職においては管理システム、判断力等の資質を十分把握して、今まで 決めていたわけであります。民間でも、今はもう何といいますか、試験制度じゃないんですね。大体が試験制度じゃなくなってきている。こういう人事管理システムの中で、いろんな研修とか人材育成とか、あるいは自己評価とか、そういうものをつくって、システムをつくって、そうしてそれで昇格なり昇進なりしていくというふうに変わってきているんですね。そういうこともありますので、ちょっと若干おくれていますが、この導入については、私は取り入れていくべきだと、そう考えております。試験についてはどうなのかなと、今疑問に思っているところであります。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 試験がいいかどうかは別ですけれども、取り入れていくというふうなことですけれども、私は人事評価のほかに、例えばレポートを提出させるとか、そのレポートの内容ですが、町の問題を、あなたは何を現在問題と考えているかとか、行財政計画の中の一つの問題を取り上げるとか、方法は幾つもあると思うんですね。そして三役による口頭質問等を取り入れてやるべきだと考えますが、町長の考えを再度お伺いしたいと思います。議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) まさにそのとおりなんですね。やはり人材育成のいろいろ研修とか、 勉強会とかをして、そしてその中において、この町をどうしたらよくなるのかというような、 そういうレポートをもちろん提出していただく。それによって、その人のやろうとしている こと、考えが十分わかってくるわけですから、当然そういうことも、このシステムの中に取 り入れるべきだと、そう私は思っております。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) ぜひ、来春の昇任からでも実施するよう希望しますが、来春からでも 町長としては取り入れるかどうか。再度お伺いしたいと思います。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 来春から取り入れることは、ちょっと無理かなと、そう思いますね。 若干おくれていますので。できるだけ早く取り入れてまいりたいと、そう思います。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 鉄は熱いうちに打てということわざもございます。ひとつ来春からは

無理だなんかいうこと言わないで、町長がやると決心すればできるわけですから、ぜひ、再 度伺いますが、やっていただきたいと思いますが。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) これは準備が必要でありますし、こういうシステムができているといいましても、若干いろいろおくれていますので、それは確約できませんけれども、早いうちにそれを確立していきたいと、そう思います。

議長(鈴木和江君) 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番(塚田秀知君) 質問事項とは異なりますが、人事評価システム、職員の教育活動が主たる内容と思います。職員となり、40歳あるいは45歳になったら上級職にチャレンジできるようにすることが、若い職員のやる気を誘い、職場の活性化となり、職員のレベルアップになると考えます。私は真の行財政とは、そうしたことをすることだと考えます。ぜひ前向きに検討し、取り入れるよう要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長(鈴木和江君) 3番、塚田秀知君の質問が終わりました。 ここで休憩いたします。

再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長(鈴木和江君) 再開します。

小 林 盛 君

議長(鈴木和江君) 8番、小林盛君の質問を許可します。 小林 盛君。

[8番 小林 盛君登壇]

8番(小林 盛君) 8番、小林盛です。

一般質問に入ります。

北沢の不法投棄を、処分場をつくりたいために利用しているのではないか、こういった観点から質問をさせていただきます。

北沢の不法投棄は、投棄されて実に22年も経過しました。しかし、その間モニタリングを続けてきたが、一度も環境基準値を超える有害物質は検出されていないし、一度も問題を起こしたこともありません。しかし、県も町も、北沢の不法投棄はそのまま放置できない危険なごみである、全量撤去が必要である、備中沢に処分場をつくって適正に処理することが、実現可能な最善の方法であると、こう言ってきました。町民に対するこれは欺瞞行為ではないのか。22年も経過したからこそ見えてきた矛盾点について伺いたいと思います。

北沢の不法投棄は、本当に全量撤去が必要な危険な投棄物なのか。

- (2)危険な不法投棄物なら、なぜ産廃特措法を適用し解決を図らないのか。栃木県が産廃処分場をつくることと、北沢の不法投棄問題を解決することとは、初めから次元の違うことで、一緒に解決することには無理があることで、法律的にも矛盾だらけになるが、法律的な部分をしっかりと検討、情報を共有して答弁をしていただきたい。
- (3)福島第一原発の事故により、栃木県内には福島県に次ぐ量の指定廃棄物(約9,000 トン)がある。その処分先が矢板市に決定したことは、新聞やテレビ等で報道されているとおりだが、指定廃棄物は8,000ベクレル以下の放射性廃棄物である。それ以下、つまり8,000ベクレル未満の放射性廃棄物はどうなるのか。知事は馬頭処分場には入れないと言っているようだが、なぜ入れなくて済むのか。根拠が明らかにされていない。具体的に根拠を示していただきたい。
- (4)まちづくり懇談会を各地で行っているが、馬頭処分場に関する基本協定、環境と共生するまちづくりに関する県支援の説明は予定どおり説明されているが、北沢の現状は全く説明も報告もないということは、どういうことなのか。処分場と県の支援と、問題をすりかえているのではないかと思うが、町長の考えを伺う。

第1回目の質問を終わります。

議長(鈴木和江君) 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長(大金伊一君) 私からは、北沢の不法投棄に関する質問にお答えいたします。

まず、第1点目、北沢の不法投棄物についての質問でありますが、平成12年に不法投棄物

の詳細調査を実施いたしました。投棄地内では、有害物質であるダイオキシン類や鉛などが 基準値を超えて検出をされました。その後、周辺の水質検査などのモニタリング調査を継続 的に実施しておりますが、現在までに周辺地域の汚染拡大の兆候は認めておりません。しか し、不法投棄された廃棄物の種類もすべて明らかになっているわけではありません。また、 不法投棄地内部は還元状態であるため、今のところ安定していますが、この状態が変化した 場合は、周辺環境への汚染拡大のおそれがあります。したがいまして、現状のまま投棄物を 放置しておくことは危険であり、私は町民の健康と安全を第一に考え、投棄物だけでなく、 周辺の汚染土壌を含めた全量撤去を必要と考えております。

次に、(2)の産廃特措法についてのご質問ですが、県では、北沢地区の不法投棄物については、県営最終処分場を設置して適正に処理することが、実現可能な最善の方法であると判断しています。町としても苦渋の選択ではありますが、長年の懸案の解決のため、処分場の建設を要請したところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、(3)の県営最終処分場に関する放射性物質についてのご質問ですが、事業主体である県は、放射性物質に汚染された産業廃棄物を受け入れない方針であります。また、町も同じ考えであります。なお、今後、県と安全対策や環境対策などの環境保全に関する協定を結ぶ考えでありまして、この協定の中で、受け入れ可能な産業廃棄物についても定めてまいりたいと考えております。

最後に、4の地域振興計画に関する質問でありますが、これについては、本年3月の定例会や6月定例会でお答えをしましたように、本格的な超高齢化社会を迎える前に、環境の視点に立った農林業の再生や、地域資源を活用した新たな産業化などにより、当町の地域振興を図ろうと計画を策定したものでありまして、そもそも県営最終処分場の建設を目的にしている計画ではないことをご理解願いたいと思います。

なお、実行に当たりましては、町に有利な補助事業や起債事業をあわせ、県の支援を見込んでいますが、これは実行するための一手段であり、県の支援がなくても、この計画に基づき、地域振興を図っていく必要があると考えております。

以上です。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

[8番 小林 盛君登壇]

8番(小林 盛君) 2回目の質問に入ります。

今、町長のほうから、モニタリングで、今のところ、環境基準値を超える有害物質は検出

されていないが、しかし、すべてが明らかになっているわけではない。また、還元状態が今続いている中で、安全が確保されていると。そして、還元状態が壊れたときというようなこと、これは前から言われてきたことですが、そういった答弁があったわけですが、北沢の不法投棄が実に危険なものであるという根拠を、これが今まで言ってきたことの繰り返しになるわけですが、22年もたったという観点から、その今まで県が言ってきたこと、町がそれを言ってきたことが間違いではなかったのかという部分で質問をさせていただきますが、還元状態というのは、前にも一度話したことがあるかと思うんですが、詳細調査という形で、あのごみを、還元状態にあるといったごみをすべて掘り起こして、還元状態を壊した状態を一度つくって、また埋め戻したと。あのごみはもう還元状態はとっくに壊れていると。そういう中でも、有害物質が、モニタリングの中で検出されていないということは、その危険性はないのではないか、そう思うわけでありますが、この還元状態で安全が保たれているんだということについて、還元状態は壊れたと。それについて、町長からまた答弁をいただきたい。議長(鈴木和江君)町長。

町長(大金伊一君) ご承知のように、確かに40メートルメッシュで、中に何が埋まっているか確認をしました。その結果、鉛とかダイオキシンとか、揮発性有機物ですかね、そういうものが基準値を超えて検出をされました。それは、先ほども言いましたように、40メートルメッシュですね。40メートルぐらい穴掘ってやったんですね。確かにそれは掘り起こしましたが、またもとに埋め戻しまして、還元状態に戻しておくという状態なんですね。ご承知のように、酸化状態になると、これは有機物、そういうものが流出していくと、腐りましてね。ということになります。ですから、今の状態は還元状態であります。しかしながら、これは万が一、将来、自然災害とか不測の事態が起きたときには、これはこの投棄物が汚染する可能性は十分あるというふうに思っております。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番(小林 盛君) どうもこの問題はかみ合わない。ちょっと方向を変えて質問を行って みたいと思います。

還元状態であるのか、ないのかといったようなことは、どうしてもやりとりが、前に話したことと全く同じことの繰り返しになっちゃうんですね。ですから、北沢の不法投棄が危険ではないのではないかといったようなことを別な角度からお話ししたいと思うんですが、北沢に不法投棄された、あのごみを解決するために、あの場所に、北沢に処分場をつくって問

題を解決するということが、多分平成5、6年のころに進められたと。町長がまだ議員をや っていたころなんで、町長は知っていたかなと思うんですが、北沢に処分場をつくる計画が 進められていた。しかもその処分場の計画というのは、実に180万立方メートル。埋め立て 容量がですよ。180万立方メートルもある巨大な産廃処分場であったんですね。これは基本 計画もできて、土地の買収にまで入ったんです。実際にあった話なんです。しかもごみの調 沓が全くされないまま、されないでしょう、平成10年に最初にごみの調査を行ったわけです。 から。そしてさらに、その調査では不十分だということで、平成12年に詳細調査ということ で調査が行われたわけですから。しかし、その前に処分場計画があって、土地の買収にまで 踏み切っていたと。ただ、なぜ、じゃ、進まなかったのかといいますと、その小口の処分場 に最も近い原という集落の四十数戸の人たちが、みんな反対をしたわけです。その人たちの 中に地権者がいたということで、結局、地権者が5人ぐらいいたと。その人たちが、周りが 反対しているのに売るわけにいかないということで、売らなかった。売らなかったことによ って、県は土地の買収ができなかった。だからそれを断念せざるを得なかった。つまり、危 険であるかどうかさえ確認をしないまま、処分場の話を進めていたんですよ。つまり、危険 であるとかないとかではなくて、あのごみを利用して処分場を何としてもつくってしまおう という計画が当初からあったということを、私はここで言いたいのですが、町長はその点に ついてどうお考えか。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 私も北沢地区に当初、処分場をつくるという計画については、承知しております。まあそういうことはあったことは認めますが、その後、ご承知のように詳細な調査をしたわけでありまして、その結果、前にも申したように、有害物質が含まれているということでありまして、これは当然、私は県営の最終処分場をつくって、そこで処理していただくということが一番安全な方法だと、私はそう考えております。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番(小林 盛君) 町長はあくまでも北沢が危険だと、そう言われるわけですが、じゃ、その北沢にかわってつくられる県営の管理型の産廃処分場というものについては、危険だというふうには考えないんですか。どっちが危険であるのかということを比較するということは考えないんですか。どっちが危険か、まず。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) ですから、私は、管理型処分場は、ご承知のように県がつくる処分場でございまして、皆さんも知っているように、いろいろな二重シート構造とか、それから漏水感知システムとか、あるいは水処理とか、そういうものをして安全な形で保管するということですね。

また、あそこのものを中間処理するんですね。例えば重金属みたいなものは、これは除いて、遮断型、今、矢板で放射性廃棄物を、高レベルのね、処分場をつくっている。あれと同じような遮断型のところに重金属、そういうものを中間処理場で分別して、あそこは管理型の19品目でしょうかね、それはあそこへ埋めるという形になりますので、私は何回も申しているように、これは一番安全な方法と、そう私は思っております。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番(小林 盛君) 中間処理をして持ってくるものだから安全だと町長言われますけれども、逆なんですよね。前も話したけれども。中間処理をすることによって濃度が濃くなった廃棄物が管理型の処分場に持ってこられる。放射能でも、そのように減量化すると、燃やして減量化することによって濃度が高まるんでしょう。そういうことなんですよ。例えばポリであっても、プラスチックであっても、減量化するために一たん燃やすことによって、有害物質がどんどん濃縮されて、そしてそれが管理型に入ってくるということになるんです。重金属類が入ってこないというのは、町長、管理型に入ってこないというのは、それは勘違いですよ。重金属類も管理型には入ってきます。遮断型ではありません。

町長がこんなに勘違いをしていると、本当に危険であるのか、ないのかという見分けができていないまま、先ほども言ったように、安全確認といいますか、不法投棄されているごみの調査がされないまま処分場の計画が進めてこられたと。きょうは後ろに県の担当職員の方も来られているので、私も間違ったことは言えないという立場でお話をさせてもらいますが、その北沢に間違いなく、そのごみの調査がされる前に、180万という巨大な処分場の計画が進められていたわけです。そしてそれが、土地の買収ができなくて断念をして、備中ダムに移ってきた。なぜ備中ダムに移ったかといいますと、それは、その処分場を進めるための連絡協議会というのがあったんですね。西部地区環境整備事業推進連絡協議会。これはその総会の資料になるわけですが、これは平成9年の事業報告がここに載っているわけですが、この中には、目的は、北沢地内に不法投棄された産業廃棄物を処理するため、公的機関による廃棄物最終処分場の建設を円滑に推進することを目的として、西部地区環境整備事業推進連

絡協議会を設置すると、こういう規約があるんです。だから、北沢のごみが危険であるかどうかじゃなくて、処分場が必要だということから。ですから、不法投棄を利用して処分場をつくろうということからスタートしているんですよ。もうスタートがそうなっているんです。そして、10年に行き詰まって、土地の買収で行き詰まって、この総会の中でどうしようかという話が出たときに、この協議会の委員長をやっていた方が、私は備中沢に土地を持っていますと。ですから、そこは民家もなくて、広大な土地があると。ここはどうでしょうかと提案したことによって、ああそれはいいだろうということで、とんとん拍子にそこに決まってしまったと。備中沢に処分場をつくろうという話になっていった。それが、県が言う、地元住民から推薦をいただいたと、こういうことになっている。

しかし、産廃処分場というものは、県営の処分場というものは、当然これは候補地を幾つか、県内全域を対象に候補地を挙げて、そしてその中からそれぞれにアセスを行って、そして比較検討を行って、そして絞り込んでいくという作業が、最低限必要だと思うんですよね。そうでない、こんなでたらめなやり方だから、私は反対をしているんですよ。ですから、先ほども言いましたように、北沢の不法投棄されているごみが危険であるとか、ないとか、最初から問題じゃなかったです。処分場をつくるためにあのごみを利用している。そういうことでスタートしております。

町長と話ししても、これは全然水かけ論になっちゃうので、次に移ります。しかし、納得 したわけじゃないですよ。

町長が言われるように、処分場をつくって解決するのが最善の方法だと。全量撤去必要な 危険な有害物質なんだということであるならば、早急にこれは撤去しなきゃいけないと思う んですが、その処分場をつくって、そこに北沢の不法投棄物を、処分場にその廃棄物を持っていくという、このやり方は、処分場ができなければ、全然進まないことですよね。いつに なるか、解決の糸口が見つからないという状況になっている。危険だったら、それはそんな に待てないと思うんですよ。やっぱりこれは、法律から外れたことをやっているからこういう結果になっているんですね。あくまでも危険なものだという認識に立っているのであるならば、早急に解決をするということが、行政としては絶対に必要だと思うわけなんですが、その処分場をつくることと、この不法投棄問題を解決するということは、これは次元の違う話で、それぞれにその解決策があるわけです。だから、これは間違ったやり方なんですよね。それについて答弁をお願いします。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 考え方の相違といいましょうか。私どもは、ご承知のように、県で検査した結果、基準値を超えるものがあります。そして全部検査したわけではありませんから、50メートルメッシュの間にどんなものが埋まっているか、全く見当がつきません。そういうことで、あのまま置いては、将来的に必ず危険であるということから、ご承知のように県に処分場をつくってあれを処理してくださいと、執行部あるいは議会でもお願いしたわけであります。そういうことで、私としては、処分場をつくって処理することが一番安全だと、そう思っておりますので、これはなかなか土地の問題も絡んでおりますので、進みぐあいがどうも芳しくないという状態でありますけれども、そこは私どもとしては、何とか早く処分場をつくって片づけていただくように、これからも県にお願いをしてまいりたいと、そう思っています。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番(小林 盛君) 日本は法治国家であるわけですね。つまり、不法投棄というのは犯罪 ですよね。犯罪を解決するのは、やはり法律が必要なんです。ただ、不法投棄された当初は、 法律が整備されていなかった。だから法律で問題が解決できないと、県もそれは言ってきた。 それは確かに内容的にはそのとおりであるというふうに、我々も受けとめざるを得なかった んですが、その後、法律ができたんですよね、平成15年に。これが産廃特措法という法律な んですね。北沢の不法投棄問題を産廃処分場設置と抱き合わせで、しかも公共事業として処 理するということは、廃棄物処理法の運用を誤り、環境基本法の汚染者負担の原則にも反す るものであります。北沢の不法投棄問題は、廃棄物処理法、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律の定める監督処分要件、産業廃棄物処理基準違反と、生活環境保全上の支障を生じ、ま たは生ずるおそれがあるときという、この条文に載っていることですね。これがすべてそろ っていることから、監督処分条項を厳格に適用して、排出事業者等に対する原状回復のため の措置命令と代執行により処理すべきである。なお、当該法律は、監督処分発動について、 その発動要件と措置方法は、客観的条件のみを定め、処分対象者の財力や行政の予算措置の 困難性などの事情を考慮する主観的、恣意的判断は容認していない。法律はこういうふうに なっているんです。つまり、平成15年に制定された法律によって、すべてこの問題が解決で きるという条件がすべてそろっているんです。

北沢は平成12年に調査をした結果、そのまま放置できない危険なごみであるというふうに 県が発表しているわけですね。つまり、あれはそのまま放置できないごみということで、特 定産業廃棄物だということになるわけですよね。その特定産業廃棄物に起因する支障の除去 等に関する特別措置法という法律が制定されたわけですから、その法律によって、直ちにこれを解決するということが可能なんです。可能じゃなくて、法律はそうしなさいというふうに書いてあるんですよね。

すべての事案に対して速やかに問題の解決を図ること。そして、その場合は必ず措置命令を発出して、費用の負担を不法投棄者等に行いなさいと。つまり、費用の負担を相手にさせるという罰則を設けてきちんとやりなさいと。これがその法律なんです。それを栃木県が処分場をつくって、公共事業で不法投棄されているごみをそこに片づけるということは、不法投棄者にそのしり拭い、結局肩がわりを県が税金を、140億もの処分場建設するための140億もの金をつぎ込んで、不法投棄者のこういった後始末を県が県の税金を使ってやってしまうということになるわけで、それでは、不法投棄問題解決にはならないんですよ。

不法投棄の問題解決というのは、北沢のごみを解決すればいいという問題じゃないんですね。栃木県全体の不法投棄問題、あるいはこれから起きるであろう不法投棄問題を未然に防止するという、そういう解決でなければならない。それをでたらめをやろうとするから、なかなか処分、先へ進まない。許可もおりない。5年たって許可がおりていないんですよ。私言ったでしょう。こんなでたらめな、許可おりないですよと。5年前に何度も言ったわけです。実際におりていないですよ。でたらめなんですよ。

県のこの間違った行政に対して、町長はこれについてどう思いますか、やっていることについて。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) いろいろ今言われましたが、まず措置命令を何でかけないのかという ことですが、廃棄物法では、この廃棄物の不適正処理により生活環境に支障を生じ、また、 生じるおそれがあるとみなされる場合は、不法投棄者に措置命令をかけられるというふうに なっております。県では、北沢の場合は、不法投棄者に撤去費用を負担する資力がないんで すね。措置命令の実効性がないと判断して命令をかけないと聞いております。

また、法律に基づいて代執行を求めるべきだという話ですが、代執行の実施については、 汚染拡大や、緊急性や不法投棄物の埋め立て処分先の確保などを含め、判断する必要があり ます。仮に措置命令を発し、行政代執行による不法投棄物を撤去しても、費用の回収ができ ません。多額の公的費用が必要となってしまうので、県では代執行は行わないと聞いており ます。 そういうことで、平成3年から平成13年に、代執行の要請を町としてはしましたが、そのようなことで、県は代執行はできないということでありました。

違法性については、県の判断、あくまでもこれは県の事業でありまして、県の判断を尊重 しておりますので、これは違法性はないと、そう思います。

そのようなことで、私は、県にお願いしたように、前に申したような処理方法が一番最適と、そう思っております。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

[8番 小林 盛君登壇]

8番(小林 盛君) 相手に資力がないとかいろいろそういうことは、法律の中では、当該 法律は、監督処分発動について、その発動要件と措置方法は、客観的条件のみを定め、処分 対象者の財力や行政の予算措置の困難性などの事情を考慮する主観的、恣意的判断は容認し ていないと、法律はこういうふうになっているんですよ。

日本が法治国家であるというわけですから、法律に従わない、あるいは栃木県の事情とか 町の事情、あるいは相手方の資力の問題とか、そういうことを言っていたら、法律というの は全く前に進まないし、それこそ法律がどんどん曲げられてしまいますよね。こういう事情 だからしようがないんだというようなことが通ってしまったならば、法律ではないんですよ。

今、南那須広域行政では、広域行政を任せた敦賀市のキンキクリーンセンターが不適正処理を行ってしまったわけですね。排出者責任ですね。我々那珂川町も含め、南那須広域行政で頼んだ相手が適正に処理しなかったということで、排出者責任というものを今追及されていますよね。こういうふうに、法律というのはどこまでも、排出者の不適正処理をした者に対して責任が追及されるわけなんですよ。ですから、那珂川町においても、不法投棄をした相手がいて、その不法投棄した相手が資力がないから措置命令をかけないんだというようなことではなくて、きちんと法律に照らし合わせて対処して、あくまでも責任は追及して、行政がすべてをかぶるというようなことのないように、きちんとした行政をやっていただきたい。県のほうに、こういうでたらめな行政はもうやめてくれと、そういうことを町から要望していただきたいと思います。

それから、(3)に移ります。

福島の第一原発で出た放射性廃棄物、さっきの答弁で町長は受け入れないと。知事もそういう約束をしているというような答弁だったわけですが、管理型の処分場は栃木県にはまだ一つもないわけで、初めてつくる管理型の処分場になるわけなんですが、その栃木県として

初めての管理型の処分場に、8,000ベクレル以下の放射性の廃棄物は入れないということが、どうしてそれができるのか。栃木県としては、8,000ベクレルというか、その放射能の廃棄物に対して、どこにどういうふうな処理をする考えを持っているから、馬頭処分場には入れなくて済むんですよと、そういった具体的な答弁をお願いしたいということで通告しているんですから、当然、県からそういった踏み込んだ説明をここで聞けるものだと思うんですが、それをお聞かせいただきたい。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 先ほども申し上げたように、県と、この安全対策や環境対策などの環境保全に関する協定を結んだ中で、それはちゃんと決めていきたいというふうに思っております。非常にこの問題は、一方的じゃありませんから、県のほうにも、放射能を帯びたものは町の考えとも一緒だということですから、そういう安全協定を県と結んで、その中ではっきりしていきたいと思います。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番(小林 盛君) 今、矢板の指定廃棄物の処分場の予定地に指定された、その矢板市民というのは、大変混乱をしておりますし、非常に先行きを心配しています。なぜかといいますと、8,000ベクレルを超える放射性廃棄物、これの予定地になったというだけで、今既にもうリンゴが売れないとか、農産物、いろんな米であっても何でも、本当に大丈夫なのかという問い合わせがあったりとか、もう直売所等での売り上げががたっと落ちてしまっていると、こういった風評被害も既に起きているというような話を聞いております。ただ、国は、絶対に安全は保障しますというようなことを言っておりますが、市長初め市民は、国が安全だと言っても、決してそれを真に受けて、大丈夫だろうと、安全だろうなんていうふうには考えられないということを言っております。

今、知事がですよ、安全協定を結んであれして、馬頭処分場には入れないからと言ったからと。だから放射性廃棄物は馬頭処分場には入ってこないと。それはちょっと安心し過ぎなんじゃないですか。そんなに簡単におさまる話ではないわけで、この馬頭処分場に8,000ベクレル以下の放射能の廃棄物を持ってこない根拠、正確な根拠、ここにこういう形で処理ができますよという確約がとれている、あるいはこういう案があるのですよということまで踏み込んで、だから那珂川町に持ってくる必要がないんですよというんであれば、なるほどということも納得することもできるんですが、そういったことはあるのか、ないのか。お願い

します。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) これは、この事業主体は県でありまして、先ほども言ったように、放射能に汚染されたものは受け入れないという方針でありまして、これについては、じゃ、どこまで基準、どうやってそれを判定するんだということでありますが、こういう点については、前にも申したように、県と協議して、これが放射能による廃棄物だというものについては、今は放射能測定器もありますし、そういうことで県と十分協議して、受け入れに対しては万全を期していきたいと、そう思っております。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番(小林 盛君) 今回のこの質問に当たって、通告書に具体的な、なぜそうなのかと、なぜ安全だと、馬頭処分場には持っていかないんだということを、具体的な根拠を示してくださいという、そういう内容の通告をしているわけですよ、議会が始まる2週間以上前から。こういった県との情報の共有というか、そういうことはされていないんですか。

議長(鈴木和江君) 環境総合推進室長。

環境総合推進室長(佐藤美彦君) ただいま町長から答弁していますとおり、県のほうでは、今まで何度も答弁したとおり、放射能に汚染された廃棄物は持ち込まないということで、県と協議をいたしております。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番(小林 盛君) それは何度も聞いているんですよ。だから、私は、その持ち込まない根拠、なぜそうなのかと。そこを聞かないと安心できないですよ。大丈夫ですよといったって、結局は持っていく場所がないので、県の管理型の処分場なんですから、そこに入れることになりましたと、そういうことになっていったときには、もう終わりなんですよね。とめようがなくなっちゃうんじゃないですか、処分場をつくってしまったらば。県の施設になるんですよ。県が主導でいろいろ決めることになるんですよ。そして県も、知事が例えばそういうふうに、馬頭処分場に、処分場受け入れてくれたんだから、なるたけ持っていかないように配慮してやろうと、たとえ知事がそう思ったとしても、その廃棄物で困っているところは、何言っているんですかと。県の処分場でしょうと。県の税金を使ってつくった処分場でしょうと。我々のところで困っているこの廃棄物をなぜ受け入れてくれないんだということ

に、当然なるわけですし、それをとめることはできないはずです。ですから、そのなぜ受け入れなくて済むのかといった具体的な根拠ですよね、それがあるのか、ないのか。お伺いします。 議長(鈴木和江君) 環境総合推進室長。

環境総合推進室長(佐藤美彦君) 今後、県とは安全対策や環境対策、そういったことを含めて、どのようなものを受け入れするのか、そういったことも含めて協定を結ぶ考えでおりますので、その中で定めていきたいと考えております。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) それともう一つは、やはり県との協定の中でちゃんと定め、そしてそれと同時に、町民の方にも監視体制をつくっていただいて、町民の人もそこに加わって監視するという形が考えられると思いますので、そのように私は進めていけばと、そう思っております。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

[8番 小林 盛君登壇]

8番(小林 盛君) 町民の方にも加わっていただいてと言いますけれども、きちんとした 検査体制が、専門家でなければ、なかなか、相手が産廃ということもあって、非常に一般市民が危険な目に遭うというようなことも心配されるわけですし、また、その一般市民による 検査体制というのは、ある意味では、逆に、その検査する側を、補助金じゃなくて何というんでしょう。 検査をお願いしている一般市民に対して、県がお金を払うというようなことに なっていくわけですね。正しくは、何と言ったらいいんでしょう、私もちょっと今思いつかないんですが、結局、市民監視、手間賃というんですか。市民監視団に対しての手間賃というようなことが払われることによって、逆にその監視が甘くなってしまうというようなこともあるということも聞いております。必ずしも市民が監視をすることが、公平さを保つということにはつながらないということが言えると思いますし、市民が目で見て、すぐに判断できるものでは、もちろんないんで、ダンプの底のほうには、上から見えない部分のところにも危険なものが入っていたりとかいろいろあるわけで、責任を市民に転嫁するというようなことにもなりかねない。あくまでもこれは、そういうことではなくて、きちんとした監視体制というものがとられるのがベストなのではないかと思うわけです。

何といっても、結局は、その根拠というものは全く存在しないということですね。根拠が 示されていないということであるので、通告書でこのように、2週間も前に具体的な根拠を 示してほしいということ、これ出しているんですから、せめてこのぐらいは、県とそういう 約束があるんだったら、約束をする県にとっては、なぜかということを説明ができないはずがない。できないということは、うそに決まっているでしょう。

それでは次に、まちづくり懇談会の件に入りますが、これは処分場のことを説明するあれではないんだと。今言ったような町長の説明があったと思うんですが、まちづくり懇談会の説明資料の中に、支援制度の活用として、中山間地域総合整備事業、過疎対策事業債ですか、東日本大震災復興制度資金、復興交付金制度、ここまではわかるんですが、馬頭処分場に関する基本協定に基づく環境と共生するまちづくりに関する県支援ということが載っているんですが、馬頭処分場は、まだ処分場の設置許可がおりていないんですよ。処分場がつくれるかどうかもはっきりしていないわけなんですが、それなのに、この支援制度というものの県の支援ということが、まちづくりの中に取り入れられていると。許可申請がもう5年もたってもおりていないということは、皆さんもわかっているとおりだと思うんですが、事業用地の買収もまだ約30%残しているようなこともあったり、最近では、予定地の中央部に反対派の土地があって、買収は極めて困難であるというような内容の記事が何度か載ったのは、皆さんも見たとおりだと思うんですが、このように処分場ができるかどうかもわからないんですよね。そういう状況の中で、まちづくりの、この資料に載っているんですよ、こういうことが入っていると。まさにとらぬタヌキの皮算用ということになりはしないか。この点について答弁をお願いします。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) この地域振興計画は、処分場に関係なく、これは町で実施していかなければならない問題だというふうに思います。議員もそれはご承知のとおりだと思います。

そういう中にあって、県はいろいろと、この町に応援をしていきますよということを言っているわけですね。ですから、これは県のほうも、処分場があそこにできるから援助しますということも、あるいはあろうかと思いますけれども、あるいはあろうかと思いませんけれども、町としては、県に要請したわけでも何でもありません。そういうことで、やはり那珂川町の振興については、なかなか町だけはできませんので県の援助も必要でありますし、そういうことから、私はやはり県が援助してくれるならば受けて、それで振興を図りたいと、そう思っています。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番(小林 盛君) 処分場は関係ないんだということを言われているんですが、まちづく

り懇談会の説明資料の中に、支援制度の活用ということで、馬頭処分場に関する基本協定に 基づく環境と共生するまちづくりに関する県支援と、こういうふうにはっきり処分場との関係があることが載っているんですよ。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 和見地区から、要するに基盤整備事業、これについては、和見地区の皆さんが県に要請しました。こういう、あそこの地区は非常に基盤整備事業がおくれているということで、ぜひ支援をしていただきたいというような要請は、地域から出ております。町としても、その事業については当然応援していきたいと、そう思っております。

議長(鈴木和江君) 小林 盛君。

[8番 小林 盛君登壇]

8番(小林 盛君) 地元から要望があったというようなことですが、その地元を誘導したのは町なんですよ。皆さんから要望出してくださいと。そうすれば、処分場に反対をしないでくれれば要望が通りますよという形で、町が地元に対して誘導してきたことなんですね。結局町主導なんですよ。住民に責任を押しつけることではなくて、町がやってきたことなんです。今回、その処分場というものは、まだ結局許可がおりていないということもあります。用

今回、その処分場というものは、また結局計可かおりていないということもあります。用地の買収も済んでいないということもあって、まだ全然、先へ進むのか、バックするのか、それもわからない状況なんですね。だからこういうことに載せるものではないんじゃないかなと、そう思って質問したわけです。

以上で質問を終わります。

議長(鈴木和江君) 8番、小林盛君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長(鈴木和江君) 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分